

第 4 期 瀧上市地域福祉計画

(案)

— 第2期瀧上市成年後見制度利用促進基本計画 —
— 瀧上市再犯防止推進計画 —

瀧上市

令和 8 年 1 月

第1編 第4期潟上市地域福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 地域共生社会とは	2
2 計画の基本的事項	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の策定体制	5
3 社会福祉協議会との連携	6
(1) 地域福祉活動計画とは	6
(2) 社会福祉協議会との連携の必要性	7

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 潟上市の概況	8
(1) 総人口の動向	8
(2) 世帯の動向	9
(3) 高齢者福祉の動向	10
(4) 障がい者（児）の動向	11
(5) 児童福祉の動向	12
(6) 保健事業の動向	15
(7) 地域福祉の動向	15
2 市民アンケート調査の概要	18
(1) 調査の目的	18
(2) 調査の実施状況	18
(3) アンケート調査結果	18

第3章 計画の基本方向

1 基本理念及び基本方針	36
(1) 基本理念	36
(2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項	36
(3) 基本方針	36
2 計画推進の視点	38
(1) 計画を推進するための視点	38
(2) 市民・地域・行政の役割	39
3 施策体系	41

第4章 地域福祉推進に向けた取組

基本方針 1 地域の多様な福祉課題に対する連携した取組の推進	42
1-1 健康づくりへの支援	42
1-2 生きがいづくりへの支援	44
1-3 高齢者福祉の推進	46
1-4 障がい者福祉の推進	48
1-5 子育て支援の推進	50
1-6 安全・安心のまちづくりの推進	52
1-7 権利擁護の推進	54
基本方針 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進	56
2-1 効果的な情報提供、啓発活動の推進	56
2-2 相談体制の充実	58
基本方針 3 地域における社会福祉を目的とした事業活動基盤の充実	59
3-1 地域福祉ネットワークの整備	59
3-2 就労・雇用の促進	61
3-3 防災対策の充実	62
基本方針 4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進	64
4-1 担い手の育成	64
4-2 社会参加の促進	66
基本方針 5 包括的な支援体制の整備	68
5-1 関係機関との連携の強化	68

第5章 計画の推進

1 計画の推進	69
2 計画の評価及び進捗管理	69
(1) 評価の方法	69
(2) 計画の進捗管理体制	70

第2編 第2期潟上市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	72
2 計画の基本的事項	74
(1) 成年後見制度とは	74
(2) 計画の位置づけ	74

第2章 成年後見制度の利用状況

1 潟上市の概況	75
(1) 成年後見制度の利用者数	75
(2) 法定後見制度の利用者割合	75
(3) 選任された後見人等の内訳	75
(4) 成年後見制度に関する相談件数	76

(5) 市長申立て件数	76
(6) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数）	76
2 市民アンケート調査結果	77

第3章 施策体系及び制度の利用促進に向けた取組

1 施策体系	79
2 基本方針と具体的な施策	80
3 計画の推進体制	83

第3編 潟上市再犯防止推進計画

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	85
2 計画の位置づけ	85

第2章 再犯者の現状

1 犯罪情勢等	86
---------	----

第3章 基本方針及び重点課題

1 基本方針	88
2 重点課題	88
3 重点課題への取組	89
4 計画の推進体制	93

資料編

1 潟上市福祉諸計画検討委員会規則	94
2 潟上市福祉諸計画検討委員会委員名簿	95
3 潟上市福祉諸計画庁内検討委員会設置要綱	96

第 1 編

湯上市地域福祉計画

【第4期】

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、令和3年に第3期潟上市地域福祉計画（計画期間は令和3年度から令和7年度まで）を策定し、基本理念の『一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、みんなの力で支え合う福祉のまち“かたがみ”』の実現に向けて各種施策を推進してきました。しかしながら、現在の社会を取り巻く環境は日々変化しています。

その中で、少子高齢化の進展に伴い高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、地域コミュニティの希薄化等による急激な介護力の不足や育児と介護と同時に直面する「ダブルケアラー」などの問題が増加しています。

これらの問題の解決に向けては、行政、地域住民、自治会、ボランティア団体や社会福祉協議会などの様々な団体がそれぞれの活動を組み合わせ、協力し合いながら日常生活上の不安の解消や課題の解決を図る必要があります。

このような現状を踏まえ、福祉政策全般に係る市民と行政の協働に関する方策など、地域福祉の推進に必要な基本事項を明確化し、福祉保健分野の個別計画との整合性を図り、また、地域共生社会を実現するために、「第4期潟上市地域福祉計画」を策定します。加えて、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、より実践的な「第2期潟上市成年後見制度利用促進基本計画」及び「潟上市再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

本市を取り巻く環境は、高齢化や人口減少等の社会構造の変化などを背景とし、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきています。このような中、生活に困難を抱えながら誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことなどにより課題が深刻化している状況があるものと考えられます。暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが必要です。

このように、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない課題（複合的課題や制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除へ、また地域のつながりの弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、公的支援と地域づくりの仕組みの双方の転換を目指し、地域共生社会の実現を推進していきます。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

1) 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する市町村再犯防止推進計画を包含します。

社会福祉法（抜粋）

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

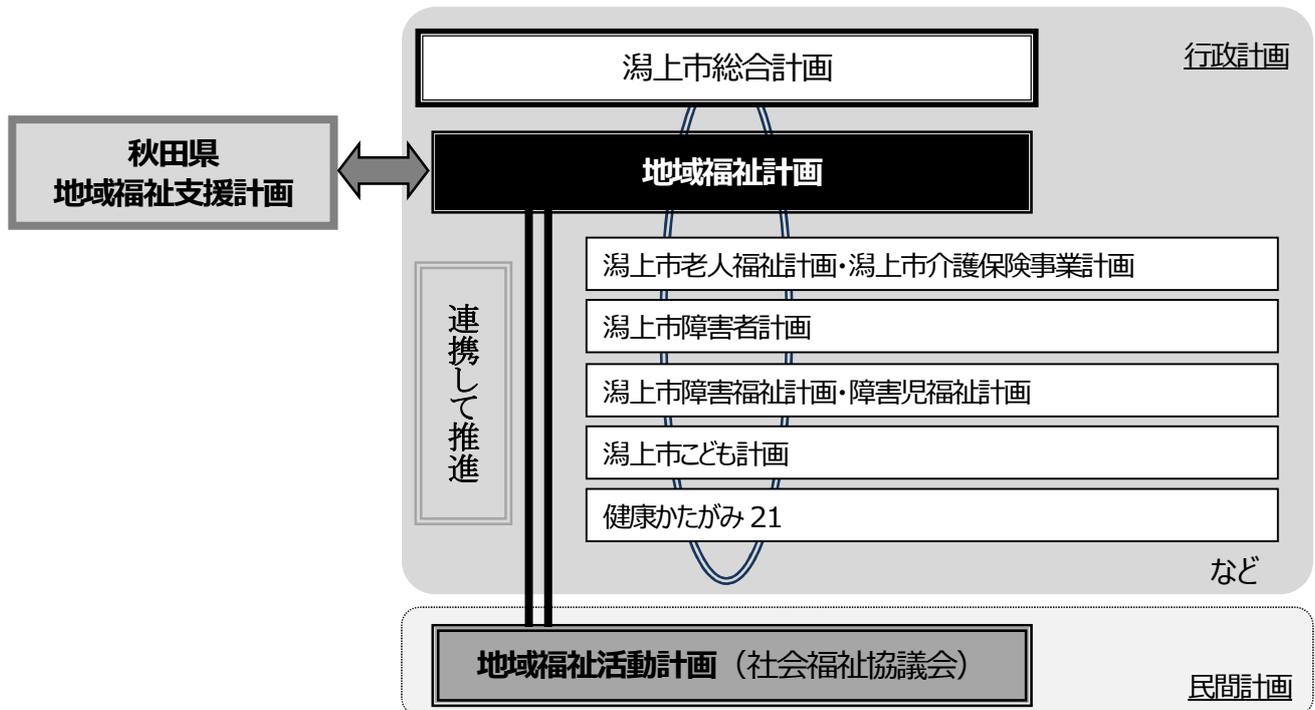
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

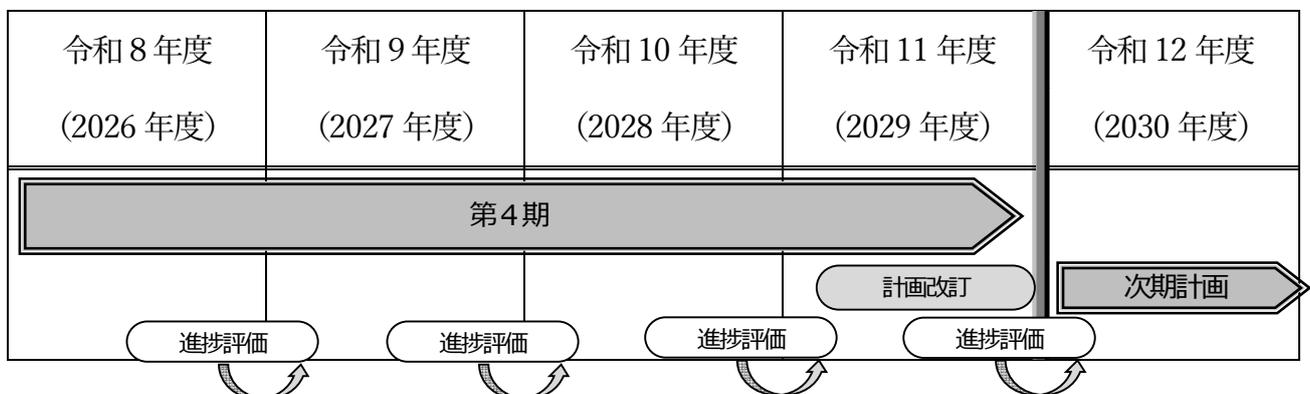
2) 関連諸計画との関係

本計画は、潟上市全体の市政運営の指針となる「潟上市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「潟上市老人福祉計画・潟上市介護保険事業計画」、「潟上市障害者計画」、「潟上市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「潟上市こども計画」、「健康かたがみ 21」などと取組の方向性を共有し、市民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉推進の観点から諸計画を横断的に結びつけるものです。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年（2026 年）度から令和 11 年（2029 年）度までの 4 年間とします。計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



(3) 計画の策定体制

1) 地域福祉計画策定にあたっての留意点

本計画は、前回計画と同様に、以下の点に留意して策定しました。

◆ 市民の声を聴くプロセスの重視

計画の策定にあたっては、市民のニーズを十分に踏まえることが重要であり、地域福祉推進の担い手となる市民の参加が不可欠です。そのため、市民アンケート調査等を通して市民のニーズ把握に努めました。

◆ 幅広い生活課題の解決

狭い範囲の「福祉」ではなく、防災・防犯や地域コミュニティの再生など、市民の生活に密接に関連する課題も含めた計画となっています。今回の計画では、様々な課題をさらに横断的に捉えて、地域のつながりの中で解決することを大切に考えています。

◆ 地域の実情に応じた取組のきっかけとなる計画

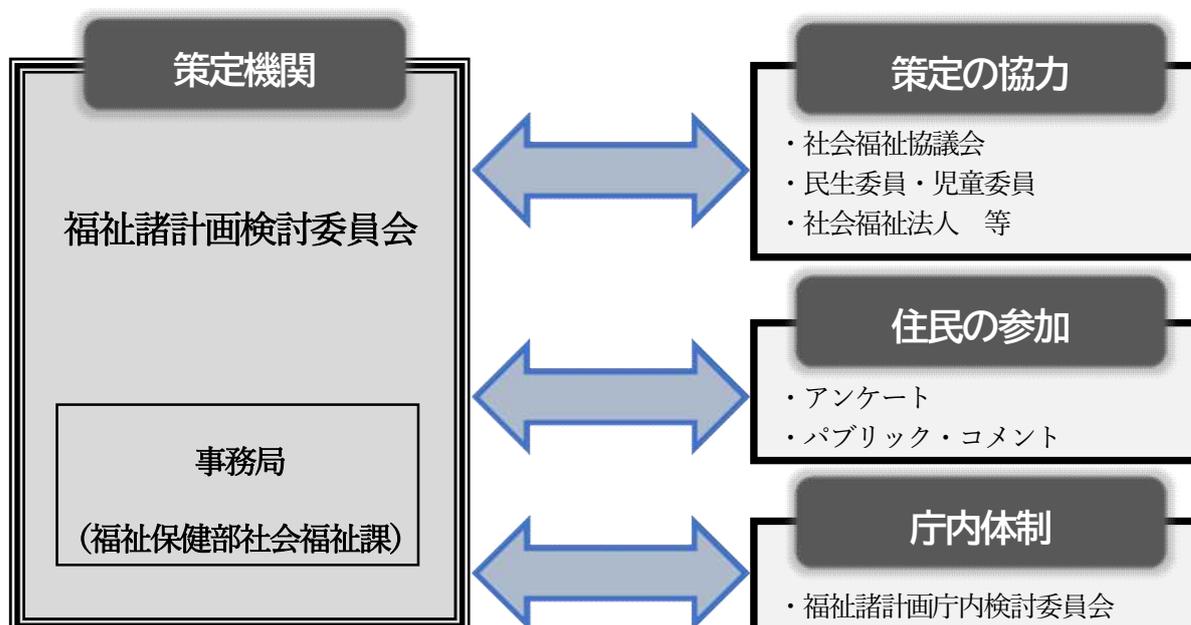
計画の策定は、ゴールではなく新たなスタートです。目標を実現させるための取組内容は、一律固定的なものではありません。地域の実情に応じ、それぞれの地域で工夫した取組を進めるきっかけとするための計画です。

◆ 地域の個性をいかした地域ごとに推進する活動の支援

行政は、地域福祉の推進にあたり、市内全域で一律に取り組むのではなく、地域の個性をいかして地域ごとに推進する活動を支援します。

2) 策定体制

策定機関として福祉諸計画検討委員会を組織し、市民、社会福祉協議会及び各種団体等の幅広い協力・参画を踏まえて行いました。



3 社会福祉協議会との連携

(1) 地域福祉活動計画とは

◆ 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する計画で、地域福祉の推進に関わる全ての人が地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するために、どのような取組を行うべきかについて取りまとめたものです。

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体や各種 NPO 法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいくかという視点から取りまとめています。

◆ 社会福祉協議会の役割

平成 12 年の社会福祉法の一部改正に伴い、地域で生活を総合的に支援する“地域福祉の推進”が法的に位置づけられるとともに、各市町村には社会福祉事業の計画的な推進のための「市町村地域福祉計画」の策定が求められることとなりました。

また同法において、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけが明確になり、市町村と連携して地域福祉の推進にあたるのが、これまで以上に期待されることとなりました。

社会福祉協議会は、地域住民一人ひとりが主体的に地域福祉活動*に関われるように地域福祉を推進する中心的な団体として、また地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐネットワーク化の調整役としての役割を担っています。

社会福祉法（抜粋）

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

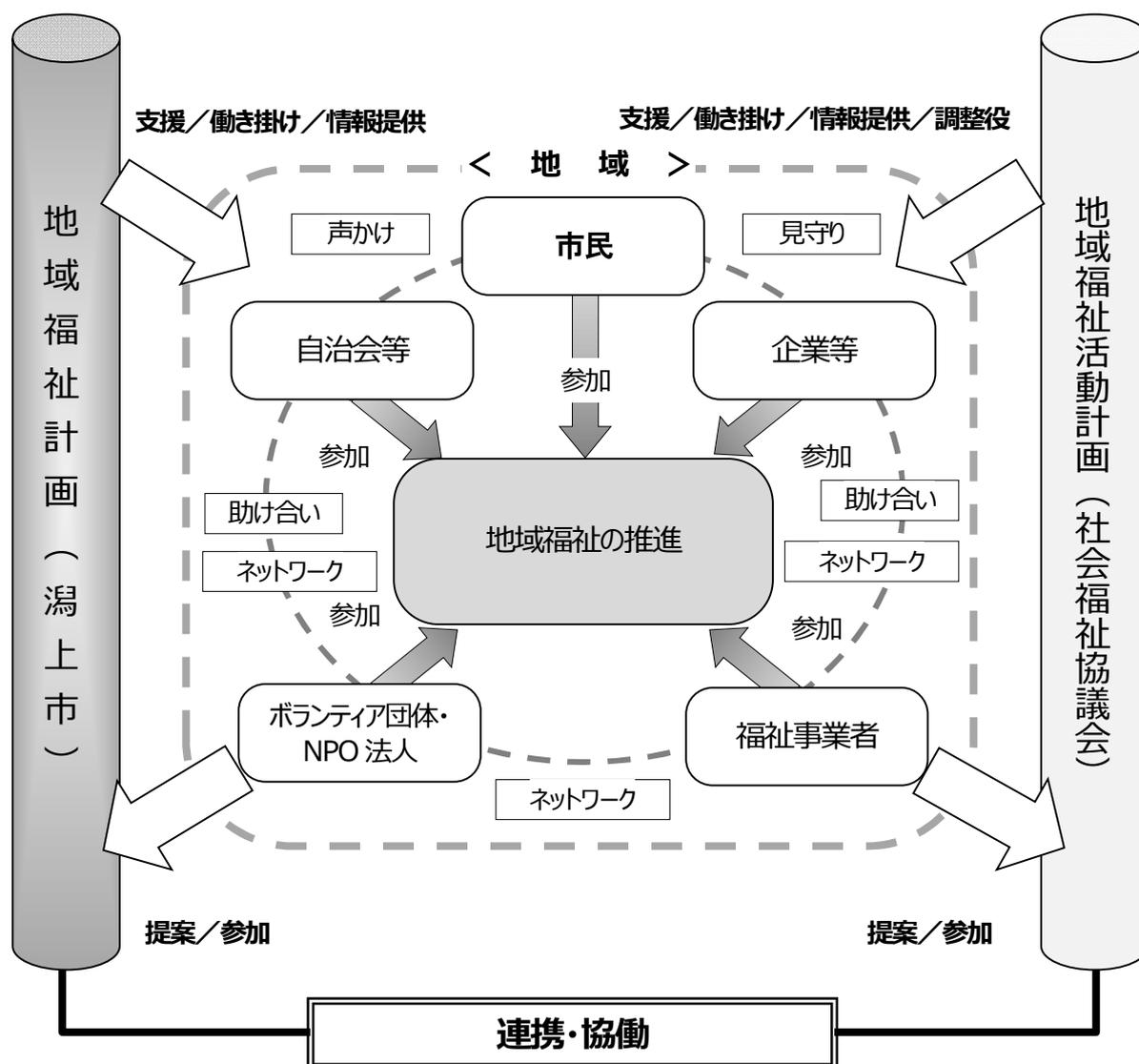
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※地 域 福 祉 活 動：地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる社会を実現するための取組のこと。

(2) 社会福祉協議会との連携の必要性

行政計画である「地域福祉計画」は、本市の地域福祉の推進における今後の基本方向や取組の指針について整理したものであり、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて、地域住民一人ひとりや地域で活動する諸団体が、具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

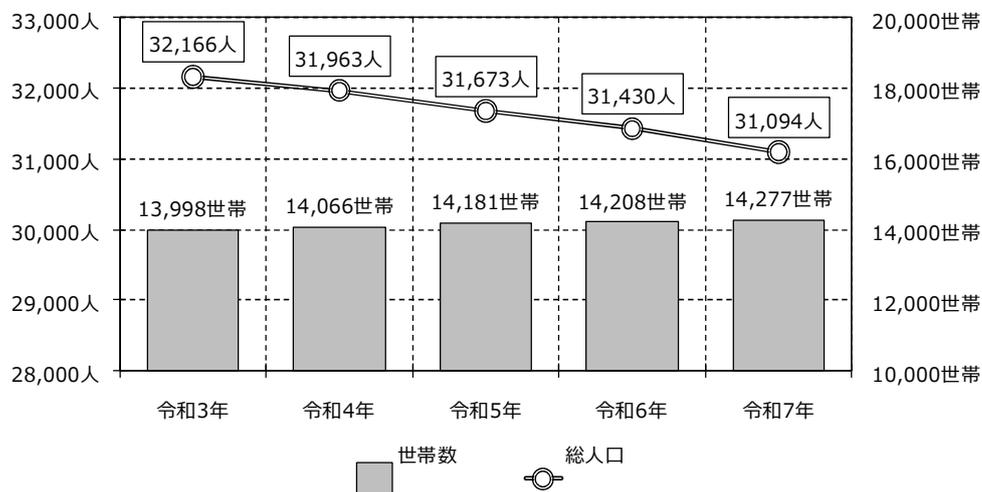
したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、本市における地域福祉の推進の2つの大きな柱と位置づけられ、共に連携・協働を図りながら計画を推進する必要があります。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 潟上市の概況

(1) 総人口の動向



		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
総人口	人口	32,166人	31,963人	31,673人	31,430人	31,094人	
	男	人数	15,285人	15,207人	15,060人	14,907人	14,750人
		構成比	47.5%	47.6%	47.5%	47.4%	47.4%
	女	人数	16,881人	16,756人	16,613人	16,523人	16,344人
構成比		52.5%	52.4%	52.5%	52.6%	52.6%	
世帯数	世帯数	13,998世帯	14,066世帯	14,181世帯	14,208世帯	14,277世帯	
	1世帯あたりの人口	2.30人	2.27人	2.23人	2.21人	2.18人	

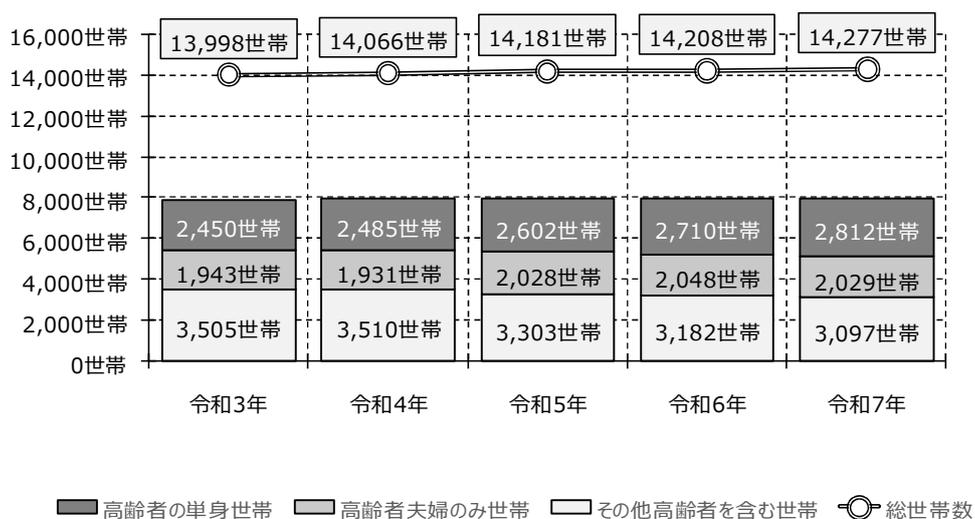
各年3月31日現在、住民基本台帳

総人口の動向をみると令和7年は31,094人で、令和3年に比べ1,072人の減少となっています。

男女共に減少傾向にあり、構成比は大きく変わっていません。

一方、世帯数は増加傾向にあり、令和7年は14,277世帯となっており、令和3年に比べ279世帯の増加となっています。

(2) 世帯の動向



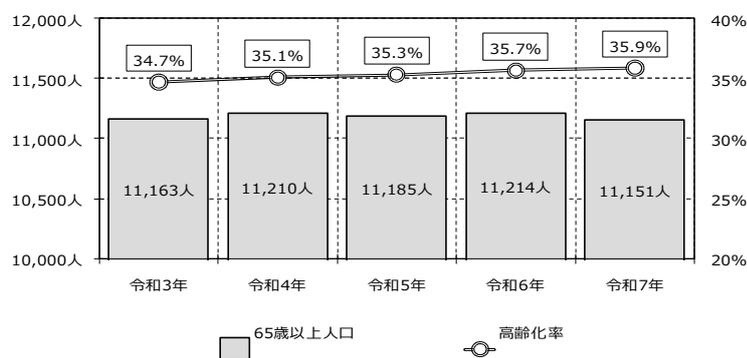
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総世帯数	世帯数	13,998世帯	14,066世帯	14,181世帯	14,208世帯	14,277世帯
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のいる世帯数	世帯数	7,898世帯	7,926世帯	7,933世帯	7,940世帯	7,938世帯
	構成比	56.4%	56.3%	55.9%	55.9%	55.6%
高齢者の単身世帯	世帯数	2,450世帯	2,485世帯	2,602世帯	2,710世帯	2,812世帯
	構成比	17.5%	17.7%	18.3%	19.1%	19.7%
高齢者夫婦のみ世帯	世帯数	1,943世帯	1,931世帯	2,028世帯	2,048世帯	2,029世帯
	構成比	13.9%	13.7%	14.3%	14.4%	14.2%
その他高齢者を含む世帯	世帯数	3,505世帯	3,510世帯	3,303世帯	3,182世帯	3,097世帯
	構成比	25.0%	25.0%	23.3%	22.4%	21.7%

各年3月31日現在、住民基本台帳
 ※高齢者とは、65歳以上の人のこと

世帯の動向をみると、総世帯数は増加しており、令和7年には14,277世帯となっています。
 高齢者のいる世帯数のうち「高齢者の単身世帯」が増加しており、割合も年々高くなっています。
 「高齢者の単身世帯」、「高齢者夫婦のみ世帯」という高齢者のみの世帯数はやや増加しており、令和7年には4,841世帯となっています。
 内訳をみると、令和3年に比べると令和7年には「高齢者の単身世帯」は1.15倍の2,812世帯、「高齢者夫婦のみ世帯」は1.04倍の2,029世帯となっています。

(3) 高齢者福祉の動向

1) 高齢者人口と高齢化率の推移

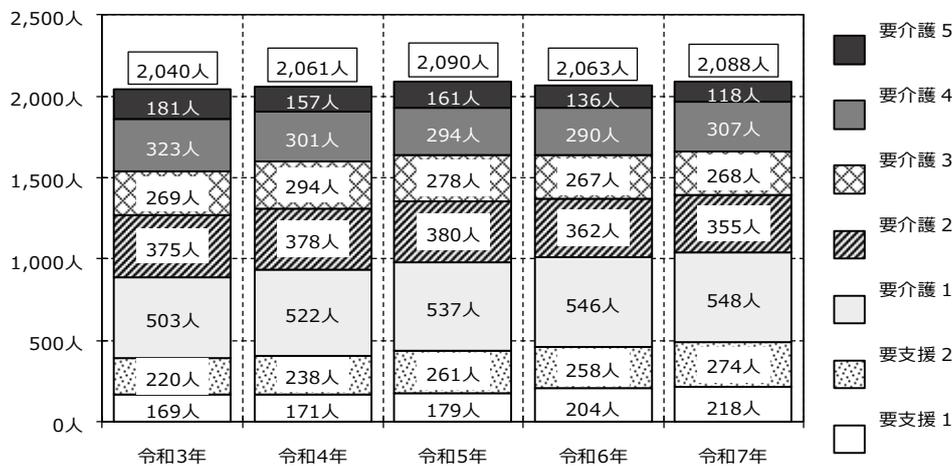


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	32,166人	31,963人	31,673人	31,430人	31,094人
65歳以上人口	11,163人	11,210人	11,185人	11,214人	11,151人
高齢化率	34.7%	35.1%	35.3%	35.7%	35.9%

各年3月31日現在、住民基本台帳

高齢者人口と高齢化率の推移をみると、「65歳以上人口」は、おおむね横ばいに推移しています。一方、「総人口」は減少しているため、高齢化率は年々上昇しています。

2) 要支援・要介護認定者の推移



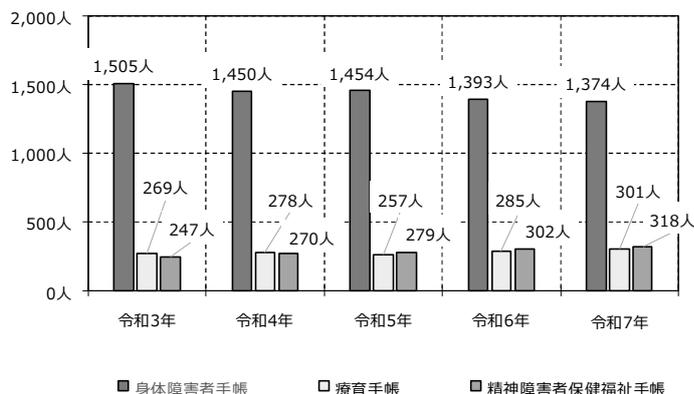
各年3月31日現在

要支援・要介護認定者の推移をみると、認定者の総数は2千人台で推移しており、令和7年には2,088人となっています。内訳をみると、「要支援1」、「要支援2」は増加傾向にあり、令和7年にはそれぞれ令和3年の水準の1.2倍以上に増加しています。

一方、「要介護5」は減少傾向にあり、令和3年の181人から令和7年には118人と、令和3年の65%の水準まで減少しています。

(4) 障がい者（児）の動向

1) 各種障害者手帳の所持者数の推移



各年3月31日現在

各種障害者手帳の所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳所持者数」は減少していますが、「療育手帳所持者数」と「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は、増加傾向となっており、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は令和7年には318人と、令和3年の約1.3倍まで増加しています。

2) 身体障害者手帳の所持者数の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
等級別	1級	372人	379人	470人	441人	426人
	2級	278人	255人	215人	213人	218人
	3級	342人	325人	279人	273人	267人
	4級	344人	321人	304人	292人	287人
	5級	68人	72人	91人	87人	87人
	6級	101人	98人	95人	87人	89人
計		1,505人	1,450人	1,454人	1,393人	1,374人

各年3月31日現在

身体障害者手帳の所持者数の推移をみると、増減はあるものの、全体的に減少傾向にあります。

3) 療育手帳の所持者数の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
等級別	A（重度）	98人	128人	113人	123人	128人
	B（中・軽度）	171人	150人	144人	162人	173人
計		269人	278人	257人	285人	301人

各年3月31日現在

療育手帳の所持者数の推移をみると、増減はあるものの、全体的にやや増加しており、令和7年には「A（重度）」が128人、「B（中・軽度）」が173人となっています。

4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
等級別	1級	63人	69人	67人	72人	82人
	2級	138人	147人	161人	182人	183人
	3級	46人	54人	51人	48人	53人
計		247人	270人	279人	302人	318人

各年3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移をみると、年々増加しており、特に「1級」と「2級」は令和7年には令和3年の約1.3倍の水準まで増加しています。

(5) 児童福祉の動向

1) 出生数・出生率の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	146人	155人	177人	143人
出生率	4.6‰	4.3‰	4.0‰	4.7‰

「秋田県衛生統計年鑑」より

※令和6年は、市民課の出生届出数

※‰(パーミル)とは、1/1000を1とする単位

出生数と出生率の推移をみると、出生数は令和3年から令和5年にかけて増加し、その後令和6年には143人と減少しています。出生率に関しては、4‰台を維持しています。

2) 保育所の入所児童数の推移

	入所児童数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
二田保育園	78人	-	-	-	-
湖岸保育園	60人	-	-	-	-
追分保育園	151人	157人	163人	151人	135人
ニチイキッズでと保育園	-	-	-	16人	36人
市外保育園	16人	8人	6人	6人	9人
計	305人	165人	169人	173人	180人

各年4月1日現在

保育所の入所児童数の推移をみると、二田保育園と湖岸保育園の閉園により大きく減少したものの、以降は増加しており、令和7年には180人となっています。

3) 認定こども園の入所児童数の推移

	入所児童数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出戸こども園	136人	124人	118人	110人	96人
昭和こども園	123人	116人	121人	104人	97人
若竹幼児教育センター	86人	78人	73人	65人	52人
追分幼稚園・追分幼稚園附属	106人	122人	134人	141人	149人
追分ベビー園	-	185人	168人	158人	150人
天王こども園	-	185人	168人	158人	150人
市外認定こども園	5人	7人	9人	6人	21人
計	456人	632人	623人	584人	565人

各年4月1日現在

認定こども園の入所児童数の推移をみると、天王こども園の開園により大きく増加したものの、以降はやや減少傾向にあり、令和7年には565人となっています。

4) 幼稚園の園児数の推移

	園児数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
天王幼稚園	53人	-	-	-	-
市外幼稚園	1人	1人	2人	1人	1人
計	54人	1人	2人	1人	1人

各年4月1日現在

幼稚園の園児数の推移をみると、天王幼稚園が閉園して以降、各年、市外幼稚園の利用が1～2人程度となっています。

5) 地域型保育施設の入所児童数の推移

	入 所 児 童 数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ニチイキッズ天王 みなみ保育園	13人	15人	12人	12人	13人
追分みなと園	10人	16人	13人	13人	13人
てんがす	14人	10人	10人	6人	11人
プティアンジュ園	-	-	2人	12人	12人
市外地域型保育施設	5人	8人	4人	6人	13人
計	42人	49人	41人	49人	62人

各年4月1日現在

地域型保育施設の入所児童数の推移をみると、増減はあるものの、全体的には増加傾向となっており、令和7年には62人となっています。

6) 公立放課後児童クラブ（クラブ数・登録者数）の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ク ラ ブ 数	11か所	11か所	11か所	11か所	10か所
登 録 者 数	423人	369人	386人	373人	354人

各年5月1日現在

公立放課後児童クラブのクラブ数と登録者数の推移をみると、登録者数は増加に転じた年はあるものの、全体的には減少傾向にあり、令和7年には354人となっています。クラブ数は令和6年まで11か所でしたが、令和7年に10か所となっています。

7) 小学校（学校数・児童数）の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
学 校 数	6校	6校	6校	6校	5校
児 童 数	1,354人	1,388人	1,416人	1,383人	1,312人

各年5月1日現在

小学校の児童数の推移をみると、令和5年以降は減少しており、令和7年には1,312人となっています。

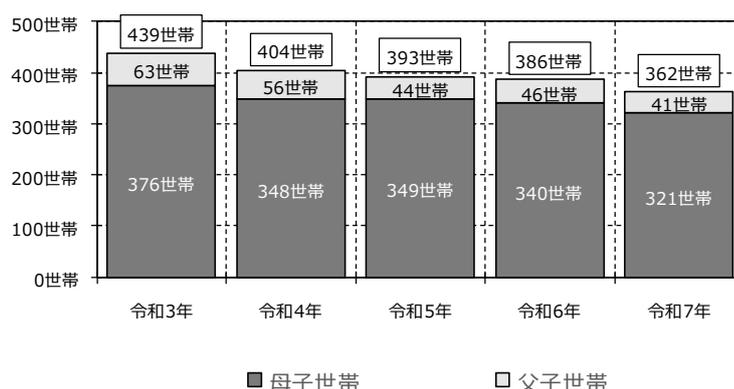
8) 中学校（学校数・生徒数）の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
学 校 数	3校	3校	3校	3校	3校
生 徒 数	764人	727人	701人	666人	693人

各年5月1日現在

中学校の生徒数の推移をみると、令和6年にかけて減少していますが、令和7年には693人と若干増加しています。

9) ひとり親世帯（母子・父子）の推移



(単位: 世帯)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
母子世帯	376	348	349	340	321
死別	19	15	16	19	18
離婚	332	307	302	289	274
遺棄	0	1	1	1	1
未婚	20	19	27	27	24
その他	5	6	3	4	4
父子世帯	63	56	44	46	41
死別	4	4	4	5	5
離婚	59	52	39	40	36
遺棄	0	0	0	1	0
未婚	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	0
計	439	404	393	386	362

各年8月1日現在

ひとり親世帯の推移をみると、令和3年の439世帯から令和7年には362世帯と、77世帯の減少となっています。

内訳をみると、各年父子世帯よりも母子世帯の方が多く、「父子世帯」、「母子世帯」共に減少傾向となっています。特に、母子世帯における「離婚」が大きく減少しています。

10) 児童扶養手当の支給者数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
支給者数	346人	327人	303人	320人	311人

各年3月31日現在

児童扶養手当の支給者数の推移は、令和3年に比べると令和7年は、35人減少して311人となっています。

11) 特別児童扶養手当の支給者数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
支給者数	113人	109人	116人	119人	127人

各年3月31日現在

特別児童扶養手当の支給者数の推移は、令和3年に比べると令和7年は、14人増加して127人となっています。

(6) 保健事業の動向

1) 各種健（検）診の受診状況の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
特 定 健 診	対象者数	5,602人	5,604人	5,362人	5,061人	4,849人
	受診者数	878人	1,906人	1,905人	1,909人	1,813人
対象は40歳以上の国保加入者	受診率	15.7%	34.0%	35.5%	37.7%	37.4%
	受診者数	468人	387人	447人	428人	410人
一 般 健 診	対象者数	26人	17人	28人	27人	32人
	受診率	5.6%	4.4%	6.3%	6.3%	7.8%
対象は40歳以上の生活保護受給者	受診者数	7,709人	7,466人	7,434人	7,384人	7,346人
	受診率	1.1%	1.3%	1.7%	1.7%	1.7%
骨粗しょう症検診	対象者数	11,962人	11,837人	11,851人	11,730人	11,642人
	受診者数	439人	664人	898人	889人	839人
対象は40歳以上の女性	受診率	3.7%	5.6%	7.6%	7.6%	7.2%
	受診者数	128人	255人	250人	236人	220人
胃がん検診（胃カメラ）	対象者数	128人	232人	226人	207人	195人
	受診率	100.0%	91.0%	90.4%	87.7%	88.6%
対象は50歳以上の奇数年齢	受診者数	11,962人	11,837人	11,851人	11,730人	11,642人
	受診率	5.7%	11.8%	15.0%	16.1%	16.1%
肺 が ん 検 診	対象者数	682人	1,397人	1,781人	1,889人	1,870人
	受診率	5.7%	11.8%	15.0%	16.1%	16.1%
対象は40歳以上の女性 （結核検診含む）	受診者数	11,962人	11,837人	11,851人	11,730人	11,642人
	受診率	8.0%	12.9%	15.5%	16.2%	15.7%
大腸がん検診	対象者数	4,086人	4,140人	4,164人	4,278人	4,268人
	受診率	0.7%	13.2%	16.0%	16.0%	15.7%
対象は40歳以上の男性	受診者数	3,716人	3,658人	3,681人	3,482人	3,531人
	受診率	8.7%	9.1%	9.2%	9.7%	12.6%
対象は40歳以上の偶数年齢の女性	受診者数	4,263人	4,101人	4,090人	4,242人	4,288人
	受診率	6.7%	7.1%	8.0%	7.7%	10.4%
子宮頸がん・卵巣腫瘍検診	対象者数	676人	718人	808人	779人	1,049人
	受診率	15.9%	17.5%	19.8%	18.4%	24.5%
対象は20～39歳の女性及び40歳以上の偶数年齢の女性	受診者数					
	受診率					

各年3月31日現在

各種健（検）診の受診状況の推移をみると、「前立腺がん検診」の受診者数は大きく増加しており、令和3年に比べると令和7年は672人と、20倍以上の水準に増加しています。

その他に「肺がん検診」の受診者数も令和3年の2倍以上に増加し、令和7年には1,870人となっています。また「特定健診」の受診者数も2倍以上に増加しています。

受診者数が大きく減少したものはありませんが、「特定健診」と「生活保護受給者健康診査」については対象者数自体がやや減少しています。

(7) 地域福祉の動向

1) 民生委員・主任児童委員の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
天王地区	民生委員	38人	38人	38人	38人	36人
	主任児童委員	2人	2人	3人	3人	3人
	計	40人	40人	41人	41人	39人
昭和地区	民生委員	20人	20人	15人	15人	15人
	主任児童委員	2人	2人	2人	2人	2人
	計	22人	22人	17人	17人	17人
飯田川地区	民生委員	13人	13人	13人	13人	13人
	主任児童委員	2人	2人	2人	2人	2人
	計	15人	15人	15人	15人	15人
合 計	民生委員	71人	71人	66人	66人	64人
	主任児童委員	6人	6人	7人	7人	7人
	計	77人	77人	73人	73人	71人

各年3月31日現在

民生委員・主任児童委員の推移をみると、天王地区と昭和地区では「民生委員」がやや減少し、令和7年には天王地区で36人、昭和地区で15人となっています。飯田川地区では「民生委員」、「主任児童委員」共に変化はなく、全体では「民生委員」が令和3年から7人減少し、令和7年には64人、「主任児童委員」は7人となっています。

2) 民生委員・主任児童委員の相談支援件数の推移

○相談内容内訳

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
在 宅 福 祉	98件	128件	70件	136件	68件
介 護 保 険	40件	22件	27件	15件	19件
健 康 ・ 保 健 医 療	52件	90件	65件	51件	21件
子 育 て	5件	21件	8件	16件	9件
子 ども の 地 域 生 活	231件	307件	260件	215件	282件
子 ども の 教 育	115件	20件	27件	119件	33件
生 活 費	17件	24件	20件	18件	29件
年 金 ・ 保 険	0件	0件	0件	2件	1件
仕 事	1件	1件	2件	7件	10件
家 族 関 係	17件	26件	12件	14件	28件
住 居	11件	15件	14件	12件	3件
生 活 環 境	76件	84件	56件	72件	95件
日 常 的 な 支 援	541件	597件	614件	394件	410件
そ の 他	417件	352件	526件	484件	395件
計	1,621件	1,687件	1,701件	1,555件	1,403件

各年3月31日現在

民生委員・主任児童委員の相談支援件数の推移をみると、相談支援件数は減少傾向にあり、令和7年には1,403件となっています。

相談内容内訳をみると、件数としては「日常的な支援」や「子どもの地域生活」が多くなっていますが、「日常的な支援」や「子どもの教育」は、令和3年に比べると件数は減少しています。

○相談分野内訳

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高 齢 者 に 関 す る こ と	936件	1,058件	1,065件	896件	732件
障 が い 者 に 関 す る こ と	40件	44件	97件	14件	36件
子 ども に 関 す る こ と	356件	339件	283件	366件	292件
そ の 他	289件	246件	256件	279件	343件
計	1,621件	1,687件	1,701件	1,555件	1,403件

各年3月31日現在

相談分野内訳をみると、「高齢者に関すること」が最も多くなっていますが、相談支援件数は減少傾向にあり、令和7年には732件と、令和3年から204件減少しています。

「子どもに関すること」についても相談支援件数は減少傾向にあり、令和7年には292件と、令和3年から64件減少しています。

3) 民生委員・主任児童委員の活動状況の推移

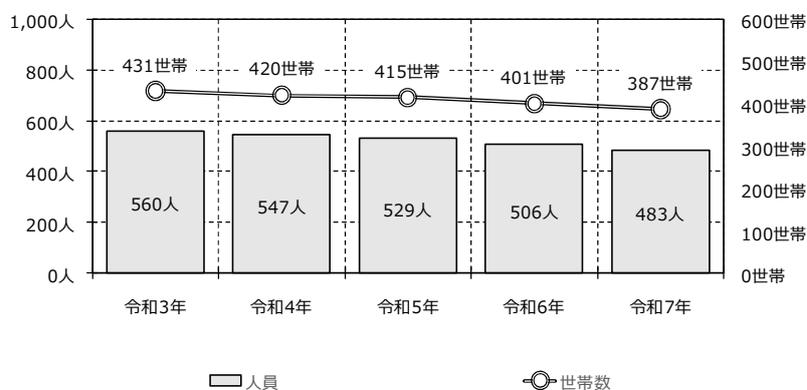
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
活 動 日 数	8,577日	8,116日	8,134日	7,231日	6,894日

各年3月31日現在

民生委員・主任児童委員の活動状況の推移をみると、活動日数は減少傾向にあり、令和3年の8,577日から、令和7年には6,894日と、1,683日の減少となっています。

4) 生活保護の受給状況の推移

○受給状況の推移



○保護率の状況



各年3月31日現在

※‰ (パーミル) とは、1/1000を1とする単位

※保護率とは、人口に対する生活保護受給者数のこと

生活保護の受給状況の推移をみると、受給している人員と世帯数は、減少しており、令和7年には387世帯、483人が受給しています。

保護率も減少しており、令和3年の17.5%に対して、令和7年には15.5%となっています。

2 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的として、地域における課題の洗い出し、その解決に向けた取組の検討、市民の福祉に対する考え方や地域福祉に関する意見を把握するために市民アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

■調査期間

令和7年6月～7月

■調査方法

郵送による配布・回収

■調査対象

18歳以上の市民、2,000人（無作為抽出による）

■回収状況

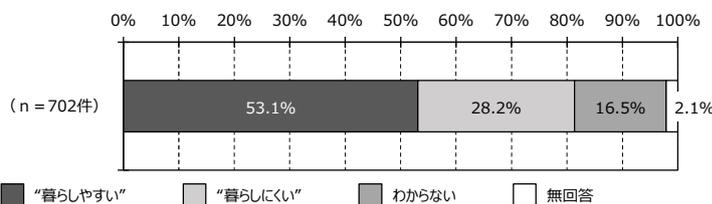
発送数	回収数	回収率
2,000件	702件	35.1%

＜図表の見方＞

- 図表の中のnは回答者の総数を意味しています。設問によっては、回答者が制限される（別の設問である選択肢を選んだ回答者のみ回答する場合など）ため、nの数は一定ではありません。
- 比率は、nを100%とした百分比で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、表示されている百分比の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問では、その比率の合計が100%を上回ることがあります。

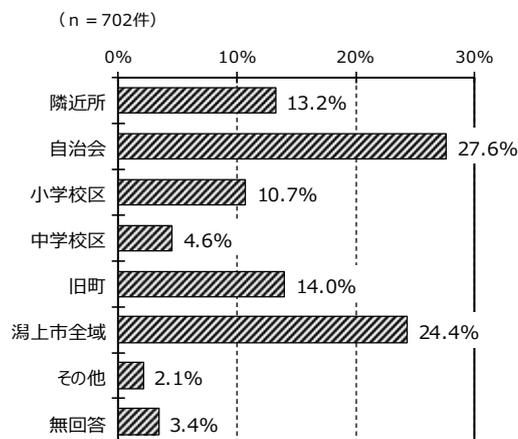
(3) アンケート調査結果

①本市の暮らしやすさ



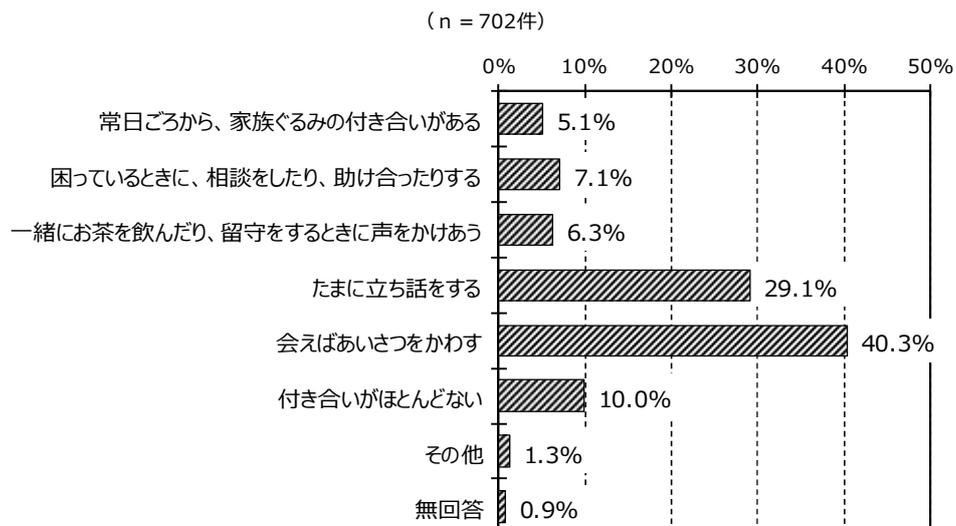
本市の暮らしやすさに対する評価をみると、半数以上の53.1%の人が「暮らしやすい」と評価しています。

②自身が考える「地域」の範囲



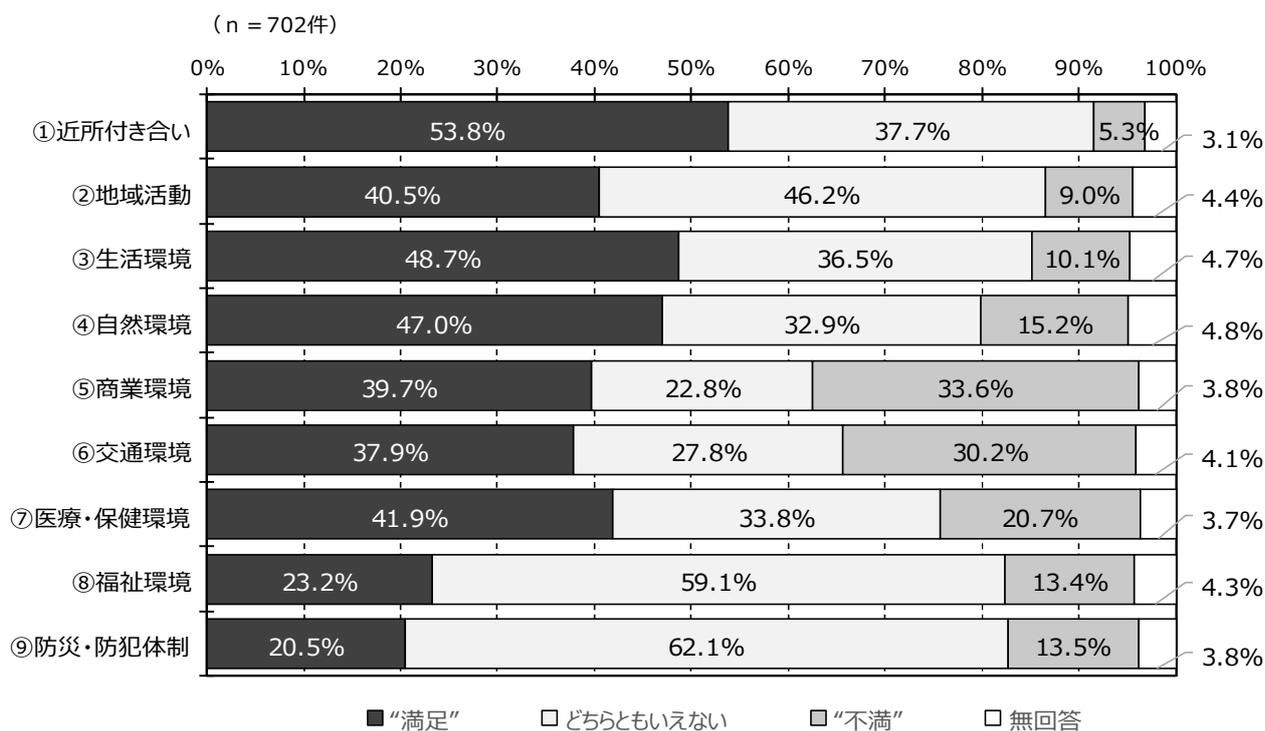
自身が考える「地域」の範囲は、「自治会」が27.6%と最も多く、次いで「湯上市全域」が24.4%、「旧町」が14.0%となっています。

③近所付き合いの程度



地域や近所の人と、どの程度の付き合いをしているかを聞いたところ、「会えばあいさつをかわす」が40.3%で最も多く、次いで「たまに立ち話をする」が29.1%となっています。

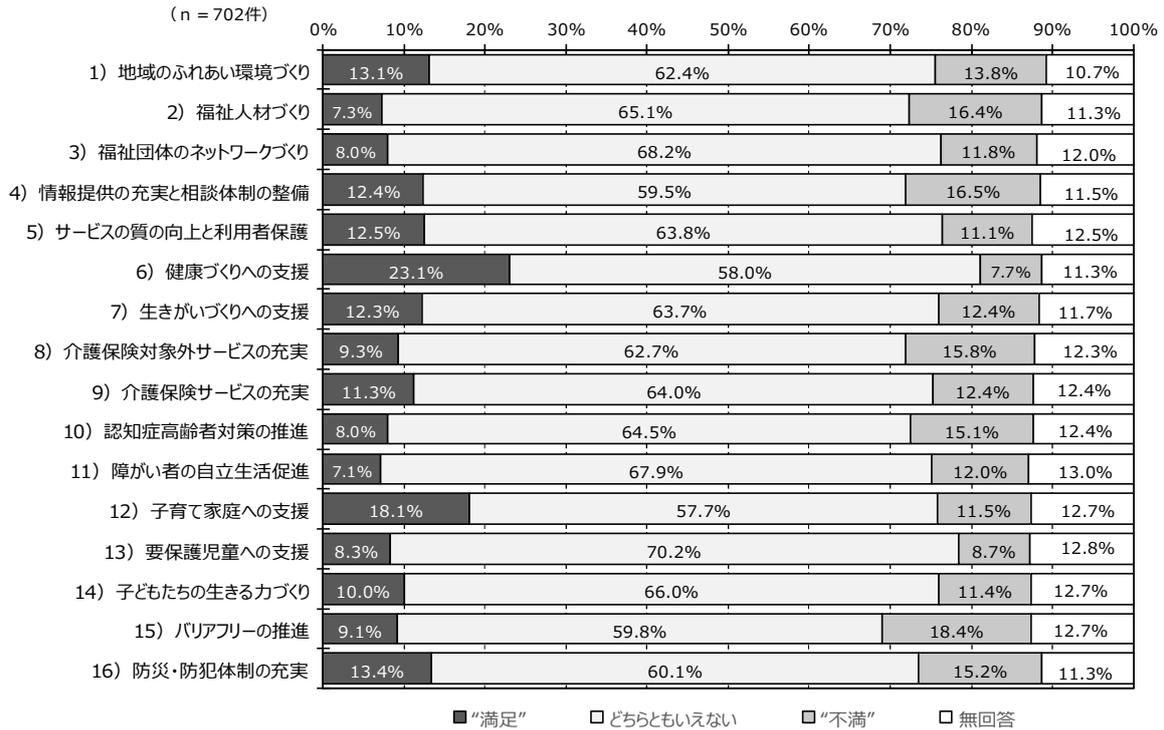
④地域の暮らしの満足度



多くの項目で“満足”という回答が4割以上となっていますが、⑧福祉環境と⑨防災・防犯体制では2割台にとどまっています。

また、⑤商業環境と⑥交通環境については、“不満”という回答が3割以上を占めています。

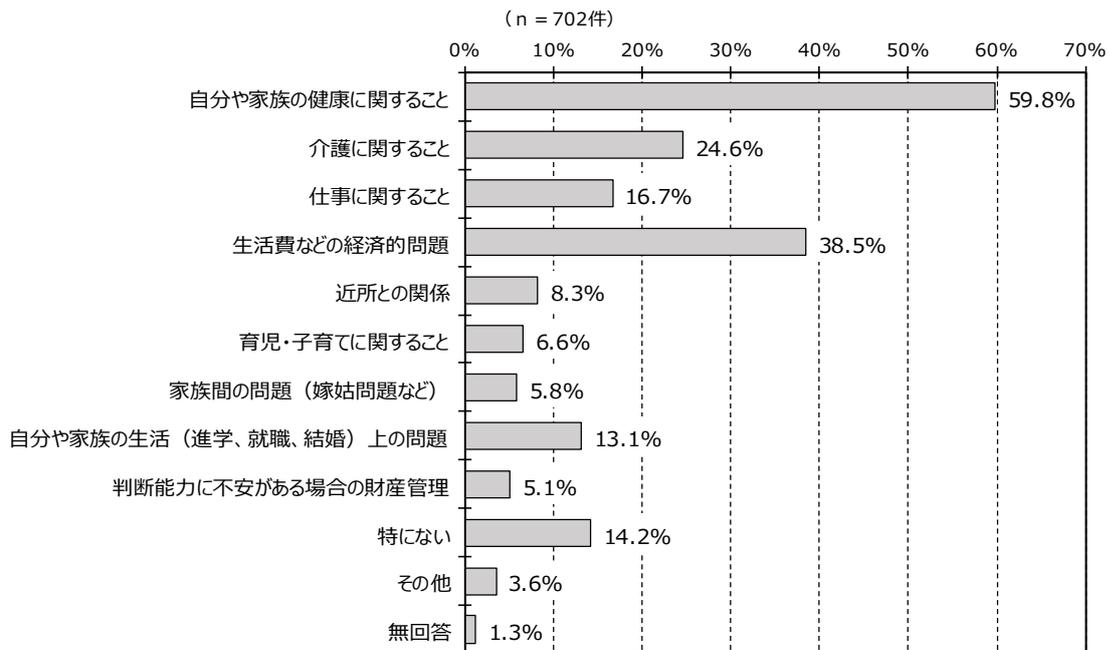
⑤地域福祉の主な取組に対する満足度



地域福祉の主な取組についての満足度をみると、いずれの項目も「どちらともいえない」が5～7割と多数を占めています。

“満足”という回答の高い取組は、6) 健康づくりへの支援（23.1%）と12) 子育て家庭への支援（18.1%）となっています。

⑥日常生活に悩みや不安を感じていること



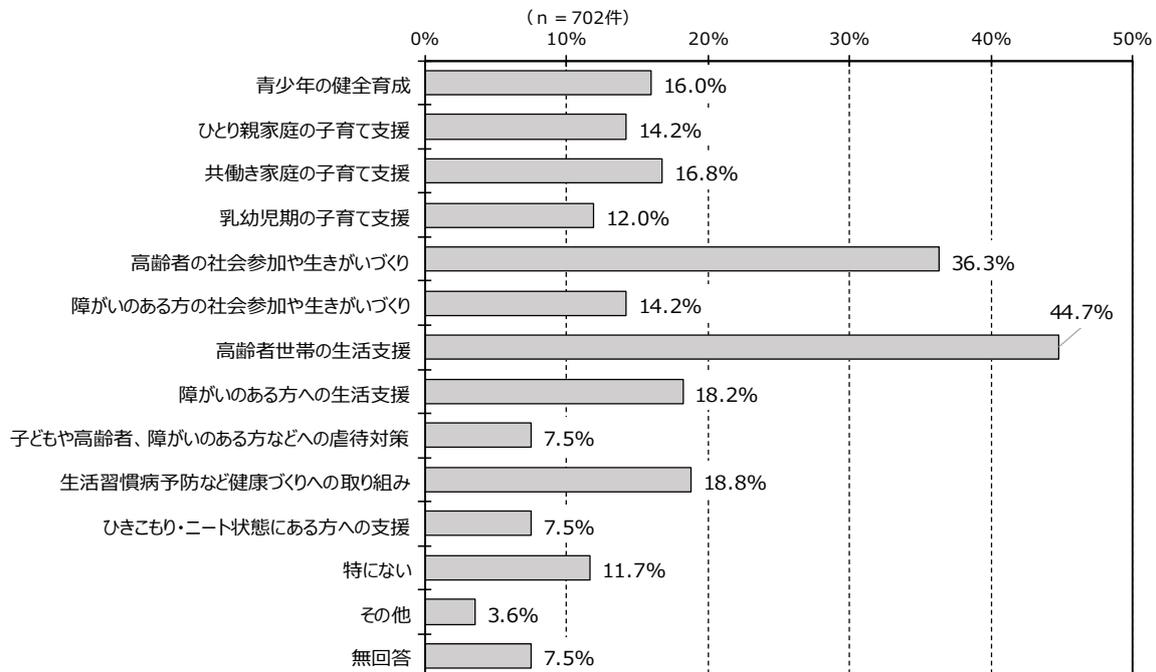
日常生活における悩みや不安としては、「自分や家族の健康に関すること」が59.8%で最も多く、次いで「生活費などの経済的問題」が38.5%、「介護に関すること」が24.6%となっています。

〔属性別にみた回答傾向〕

		自分や家族の健康に関すること	介護に関すること	仕事に関すること	生活費などの経済的問題	近所との関係	育児・子育てに関すること
全体		50.7% 420件	24.6% 173件	16.7% 117件	38.5% 270件	8.3% 58件	6.6% 46件
年齢	18歳～29歳	32.6% 14件	16.3% 7件	32.6% 14件	46.5% 20件	9.3% 4件	16.3% 7件
	30歳～49歳	49.6% 61件	17.1% 21件	35.8% 44件	56.1% 69件	5.7% 7件	30.1% 37件
	50歳～64歳	66.1% 117件	30.5% 54件	26.6% 47件	39.0% 69件	10.2% 18件	1.1% 2件
	65歳～74歳	69.8% 120件	24.4% 42件	5.8% 10件	40.1% 69件	9.9% 17件	0.0% 0件
	75歳以上	58.7% 108件	26.6% 49件	1.1% 2件	23.4% 43件	6.5% 12件	0.0% 0件
			家族間の問題	自分や家族の生活上の問題	判断能力に不安がある場合の財産管理	特になし	その他
全体		5.8% 41件	13.1% 92件	5.1% 36件	14.2% 100件	3.6% 25件	1.3% 9件
年齢	18歳～29歳	9.3% 4件	20.9% 9件	2.3% 1件	20.9% 9件	0.0% 0件	2.3% 1件
	30歳～49歳	8.9% 11件	20.3% 25件	8.1% 10件	13.8% 17件	4.1% 5件	0.0% 0件
	50歳～64歳	10.7% 19件	18.6% 33件	6.2% 11件	12.4% 22件	2.8% 5件	1.7% 3件
	65歳～74歳	2.3% 4件	7.0% 12件	4.1% 7件	10.5% 18件	4.1% 7件	0.0% 0件
	75歳以上	1.6% 3件	7.1% 13件	3.8% 7件	17.9% 33件	4.3% 8件	1.6% 3件

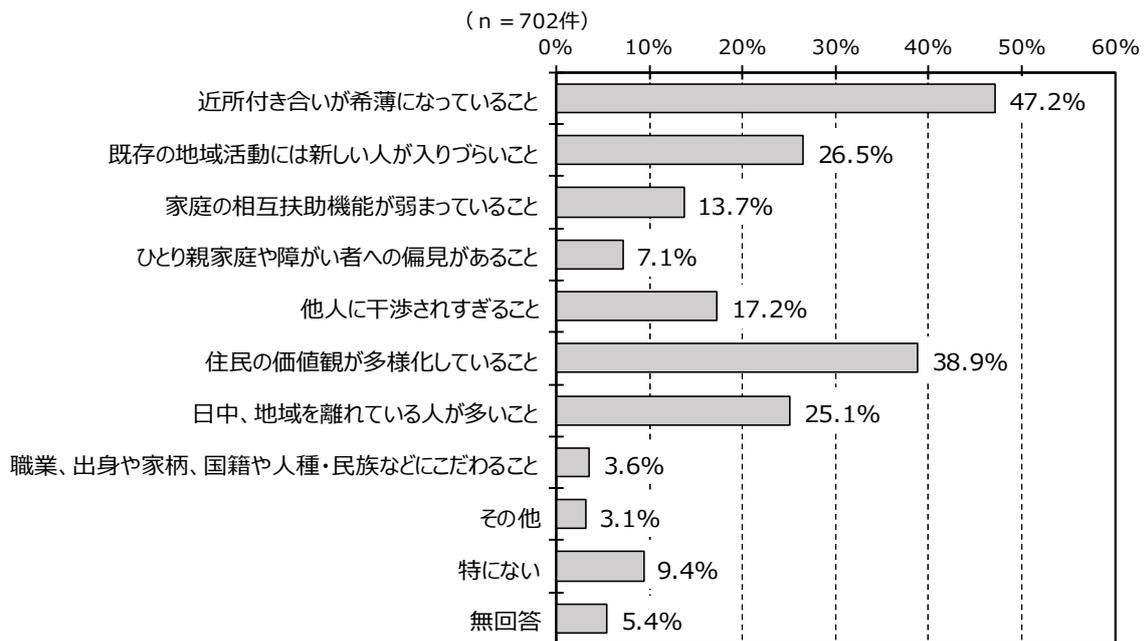
日常生活における悩みや不安について、回答者の年齢別にみると、50歳以上の年齢層では「自分や家族の健康に関すること」、50歳未満の年齢層では「生活費などの経済的問題」という回答が最も多くなっています。

⑦地域住民が取り組むべき課題や問題



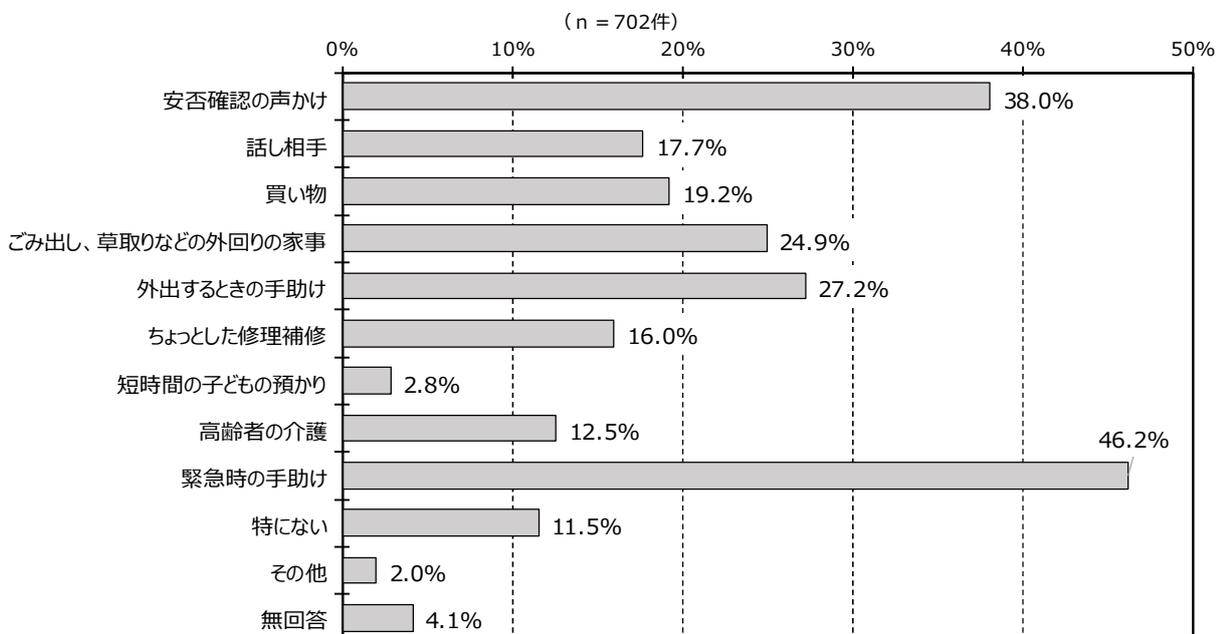
地域住民が取り組むべき課題や問題は、「高齢者世帯の生活支援」が44.7%で最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が36.3%と、高齢者の支援に関する回答が多くなっています。

⑧地域づくりにおける課題



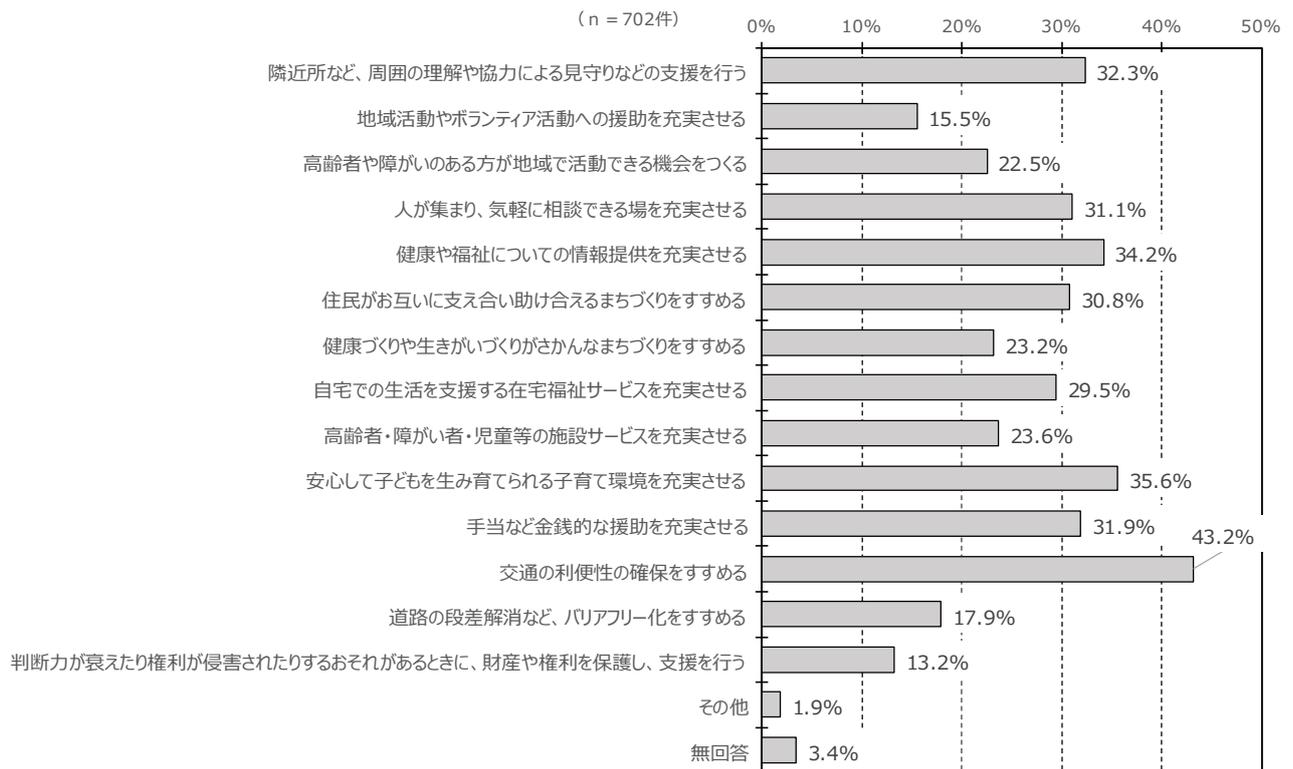
地域づくりにおける課題としては、「近所付き合いが希薄になっていること」が47.2%で最も多く、次いで「住民の価値観が多様化していること」が38.9%、「既存の地域活動には新しい人が入りづらいこと」が26.5%、「日中、地域を離れている人が多いこと」が25.1%となっています。

⑨地域の人に手助けしてほしいこと



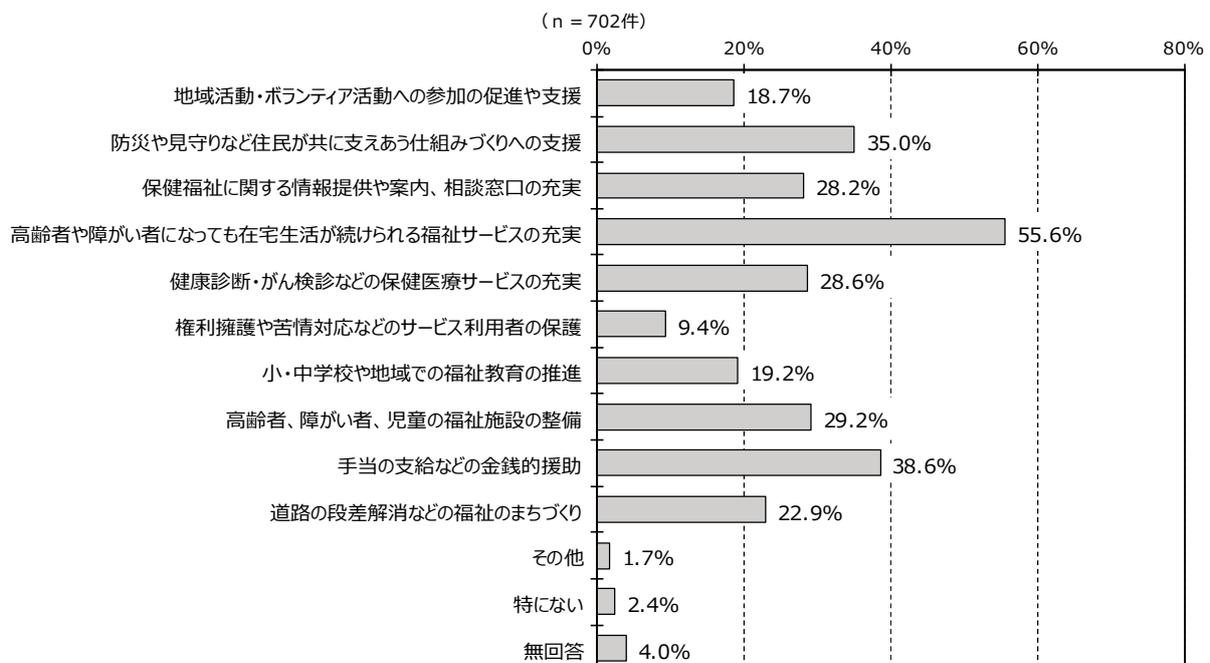
地域の人に手助けしてほしいことは、「緊急時の手助け」が46.2%で最も多く、次いで「安否確認の声掛け」が38.0%となっています。

⑩安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方



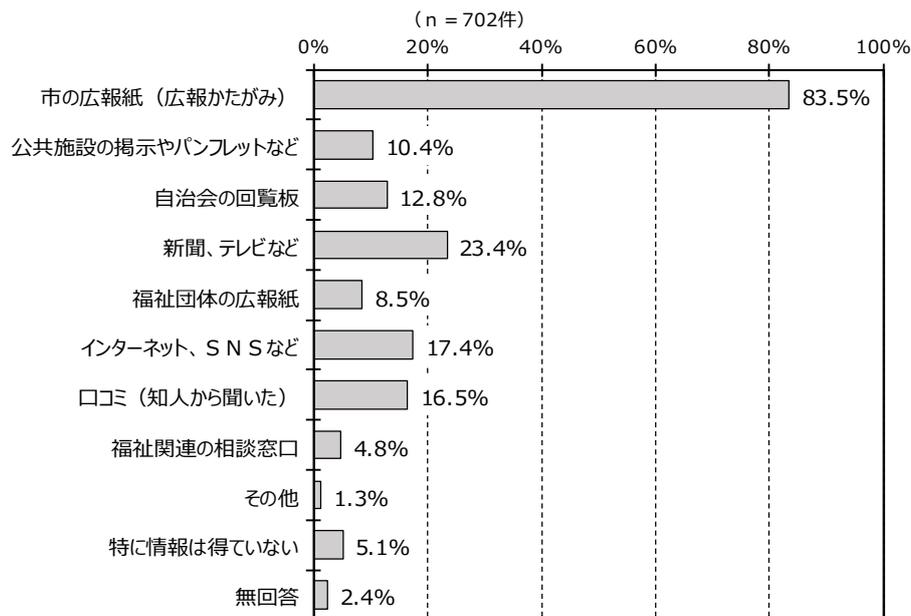
安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方について聞くと、「交通の利便性の確保をすすめる」が43.2%で最も多く、次いで「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が35.6%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が34.2%となっています。

⑪福祉の推進に向けて行政が優先的に取り組むべきこと



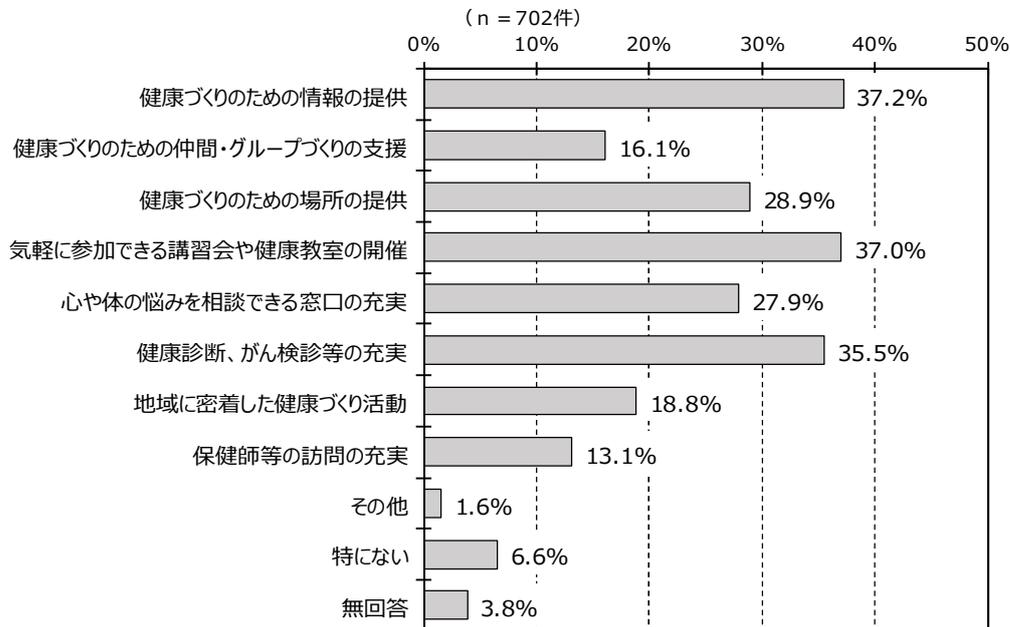
福祉の推進に向けて行政が優先的に取り組むべきこととしては、「高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実」が55.6%で最も多く、次いで「手当の支給などの金銭的援助」が38.6%、「防災や見守りなど住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援」が35.0%となっています。

⑫市の福祉に関する情報の入手経路



市の福祉に関する情報の入手経路は、「市の広報紙（広報かたがみ）」が83.5%と圧倒的に多く、次いで「新聞、テレビなど」が23.4%、「インターネット、SNSなど」が17.4%、「口コミ」が16.5%となっています。

⑬健康づくりのために必要な保健事業



健康づくりのために必要な保健事業としては、「健康づくりのための情報の提供」が37.2%と最も多く、次いで「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」が37.0%、「健康診断、がん検診等の充実」が35.5%となっています。

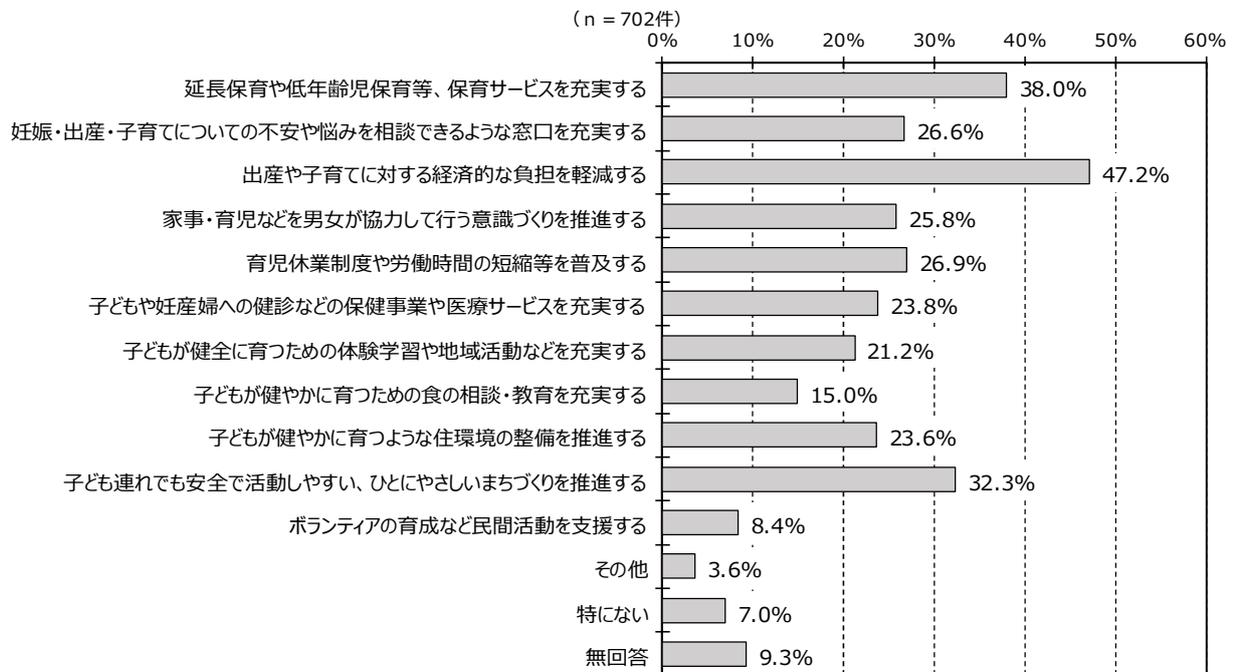
また、「健康づくりのための場所の提供」が28.9%、「心や体の悩みを相談できる窓口の充実」が27.9%と3割近くを占めています。

〔属性別にみた回答傾向〕

		健康づくりのための情報の提供	健康づくりのための仲間・グループづくりの支援	健康づくりのための場所の提供	気軽に参加できる講習会や健康教室の開催	心や体の悩みを相談できる窓口の充実	健康診断、がん検診等の充実
全体		37.2% 261件	16.1% 113件	28.9% 203件	37.0% 260件	27.9% 196件	35.5% 249件
年齢	18歳～29歳	34.9% 15件	18.6% 8件	37.2% 16件	20.9% 9件	32.6% 14件	51.2% 22件
	30歳～49歳	39.0% 48件	17.1% 21件	36.6% 45件	32.5% 40件	34.1% 42件	48.0% 59件
	50歳～64歳	39.5% 70件	12.4% 23件	29.9% 53件	39.0% 69件	35.0% 62件	42.4% 75件
	65歳～74歳	36.6% 63件	16.9% 29件	29.7% 51件	43.6% 75件	25.6% 44件	26.7% 46件
	75歳以上	35.3% 65件	17.4% 32件	20.7% 38件	35.3% 65件	18.5% 34件	24.5% 45件
		地域に密着した健康づくり活動	保健師等の訪問の充実	その他	特になし	無回答	
全体		18.8% 132件	13.1% 92件	1.6% 11件	6.6% 46件	3.8% 27件	
年齢	18歳～29歳	11.6% 5件	7.0% 3件	2.3% 1件	4.7% 2件	4.7% 2件	
	30歳～49歳	17.1% 21件	10.6% 13件	1.6% 2件	8.1% 10件	0.8% 1件	
	50歳～64歳	16.9% 30件	13.0% 23件	2.8% 5件	4.5% 8件	1.1% 2件	
	65歳～74歳	20.9% 36件	14.5% 25件	0.6% 1件	7.0% 12件	4.1% 7件	
	75歳以上	20.7% 38件	15.2% 28件	1.1% 2件	7.6% 14件	8.2% 15件	

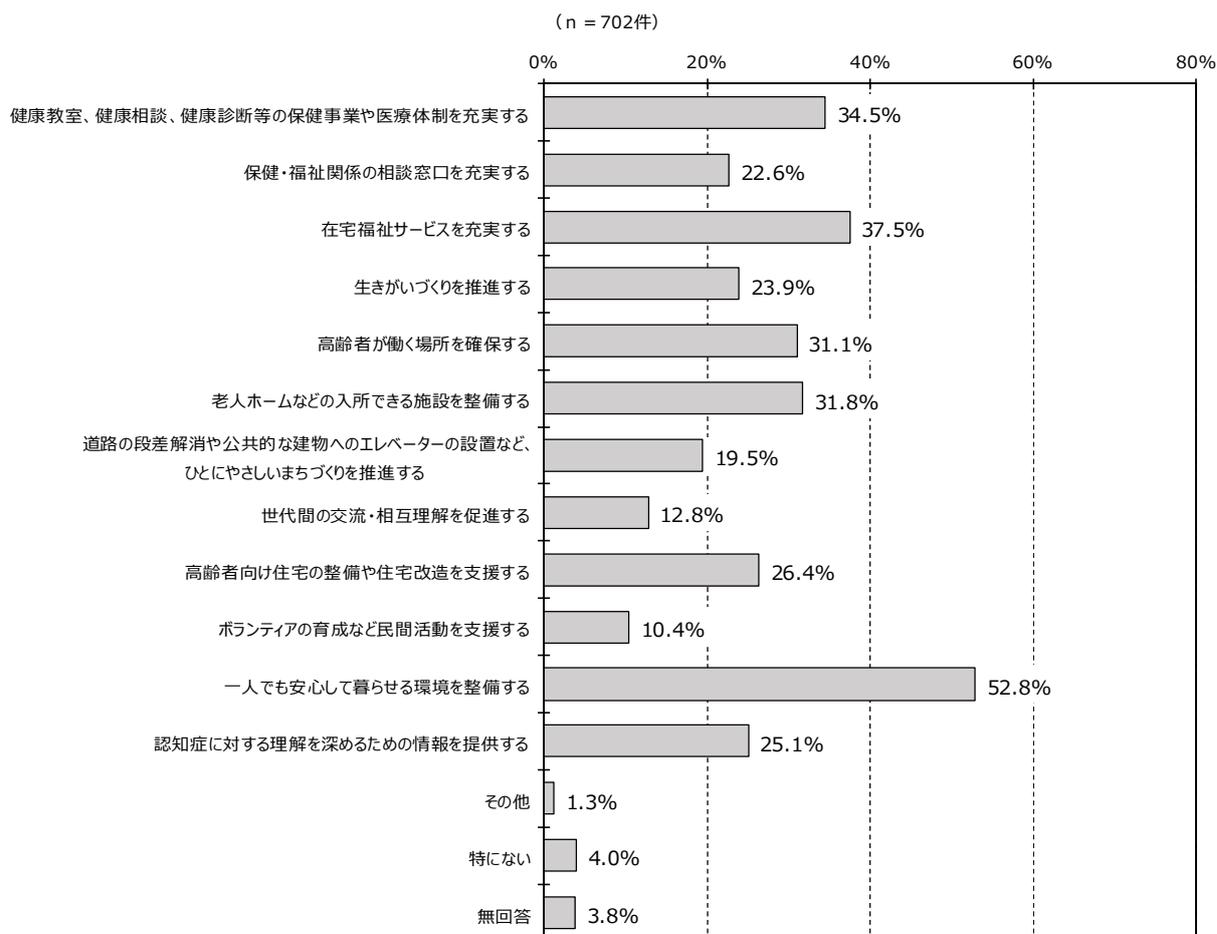
健康づくりに必要な保健事業について、回答者の年齢別にみると、65歳以上の年齢層では「健康づくりのための情報の提供」や「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」という回答が多くなっていますが、年齢が下がるにつれて「健康診断、がん検診等の充実」と回答する割合が高くなり、18歳～29歳では51.2%と半数を超えています。

⑭子どもを生き育てるために必要なこと



子どもを生き育てるために必要なこととしては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」が47.2%で最も多く、次いで「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスを充実する」が38.0%、「子ども連れでも安全で活動しやすい、ひとにやさしいまちづくりを推進する」が32.3%となっています。

⑮高齢者福祉のために必要なこと



高齢者福祉のために必要なこととしては、「一人でも安心して暮らせる環境を整備する」が52.8%で最も多く、次いで「在宅福祉サービスを充実する」が37.5%、「健康教室、健康相談、健康診断等の保健事業や医療体制を充実する」が34.5%、「老人ホームなどの入所できる施設を整備する」(31.8%)、「高齢者が働く場所を確保する」が31.1%となっています。

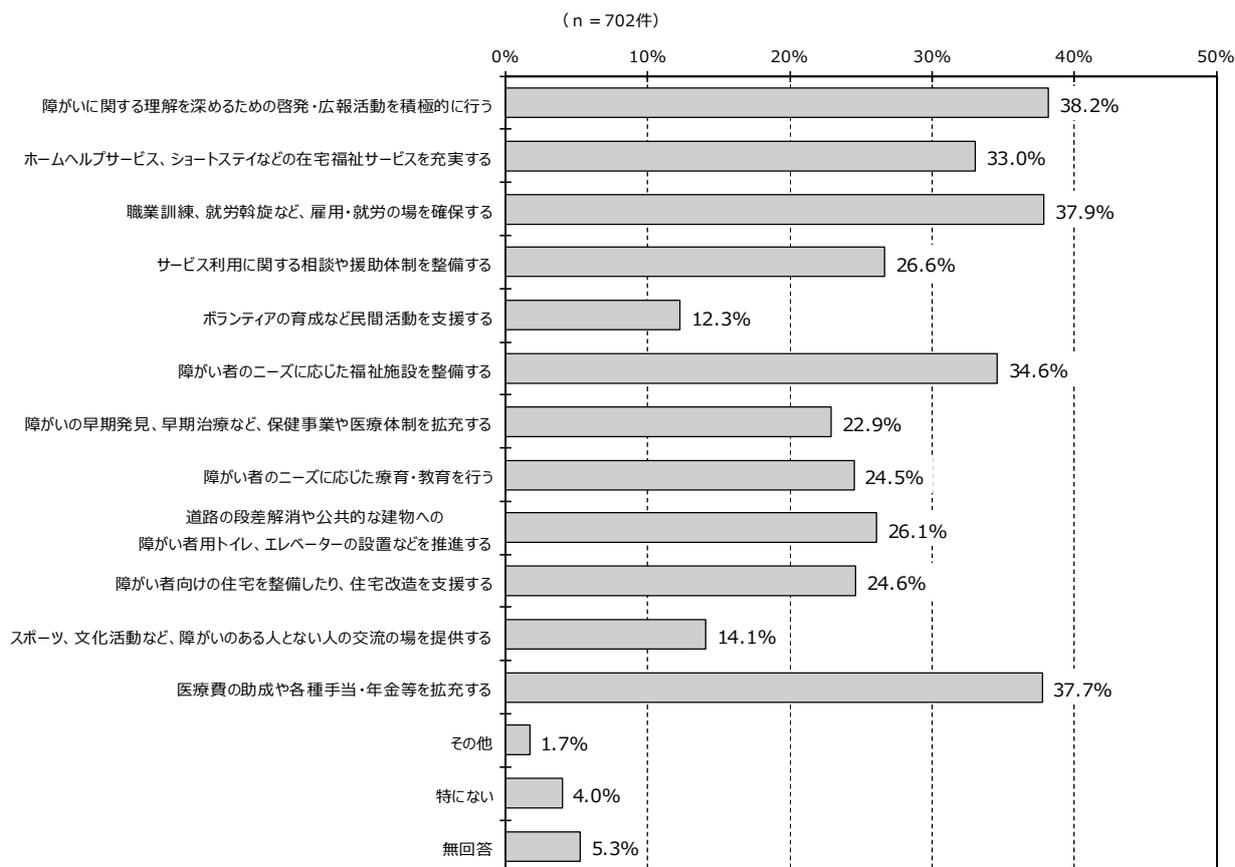
〔属性別にみた回答傾向〕

		健康教室、健康相談、健康診断等の保健事業や医療体制を充実する	保健・福祉関係の相談窓口を充実する	在宅福祉サービスを充実する（ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など）	生きがいづくりを推進する（ボランティア活動、文化・スポーツ活動の促進など）	高齢者が働く場所を確保する	老人ホームなどの入所できる施設を整備する
全体		34.5% 242件	22.6% 159件	37.5% 263件	23.9% 168件	31.1% 218件	31.8% 223件
年齢	18歳～29歳	34.9% 15件	16.3% 7件	23.3% 10件	34.9% 15件	23.3% 10件	32.6% 14件
	30歳～49歳	39.0% 48件	31.7% 39件	39.8% 49件	28.5% 35件	33.3% 41件	34.1% 42件
	50歳～64歳	37.3% 66件	26.6% 47件	42.4% 75件	24.9% 44件	46.9% 83件	36.7% 65件
	65歳～74歳	33.1% 57件	19.2% 33件	36.6% 63件	22.7% 39件	32.6% 56件	30.2% 52件
	75歳以上	28.8% 53件	17.9% 33件	35.3% 65件	18.5% 34件	14.7% 27件	26.1% 48件
		道路の段差解消や公共的な建物へのエレベーターの設置など、ひとにやさしいまちづくりを推進する	世代間の交流・相互理解を促進する	高齢者向け住宅の整備や住宅改造を支援する	ボランティアの育成など民間活動を支援する	一人でも安心して暮らせる環境を整備する	認知症に対する理解を深めるための情報を提供する
全体		19.5% 137件	12.8% 90件	26.4% 185件	10.4% 73件	52.8% 371件	25.1% 176件
年齢	18歳～29歳	14.0% 6件	16.3% 7件	18.6% 8件	7.0% 3件	39.5% 17件	18.6% 8件
	30歳～49歳	22.8% 28件	17.1% 21件	30.9% 38件	11.4% 14件	49.6% 61件	23.6% 29件
	50歳～64歳	18.1% 32件	11.3% 20件	31.6% 56件	9.0% 16件	57.6% 102件	22.6% 40件
	65歳～74歳	22.1% 38件	13.4% 23件	23.8% 41件	11.6% 20件	59.9% 103件	27.9% 48件
	75歳以上	17.4% 32件	9.8% 18件	22.3% 41件	10.9% 20件	46.7% 86件	27.2% 50件
		その他	特になし	無回答			
全体		1.3% 9件	4.0% 28件	3.8% 27件			
年齢	18歳～29歳	2.3% 1件	11.6% 5件	2.3% 1件			
	30歳～49歳	0.8% 1件	7.3% 9件	0.8% 1件			
	50歳～64歳	1.1% 2件	1.7% 3件	2.3% 4件			
	65歳～74歳	1.2% 2件	1.7% 3件	3.5% 6件			
	75歳以上	1.6% 3件	4.3% 8件	8.2% 15件			

高齢者福祉のために必要なことについて、回答者の年齢別にみると、50歳～64歳では「高齢者が働く場所を確保する」と回答する割合が46.9%と、他の年齢層に比べて高くなっています。

また、年齢が下がるにつれて「生きがいづくりを推進する」と回答する割合が高くなっています。

⑯障がい者に対してやさしい社会づくりのために必要なこと



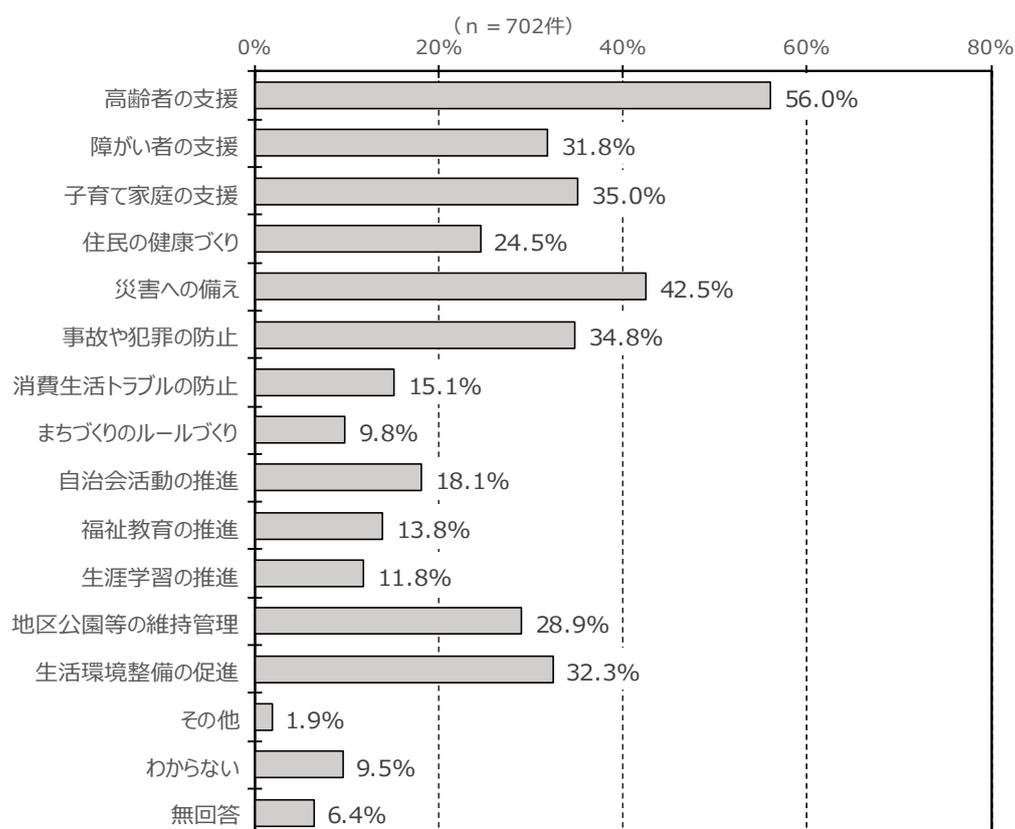
障がい者に対してやさしい社会づくりのために必要なこととしては、「障がいに関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う」が 38.2%と最も多く、次いで「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」が 37.9%、「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」が 37.7%、「障がい者のニーズに応じた福祉施設を整備する」が 34.6%、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」が 33.0%となっています。

[属性別にみた回答傾向]

		障がいに関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う	ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する	職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する	サービス利用に関する相談や援助体制を整備する	ボランティアの育成など民間活動を支援する	障がいのニーズに応じた福祉施設を整備する
全 体		38.2% 268件	33.0% 232件	37.9% 266件	26.6% 187件	12.3% 86件	34.6% 243件
同居者	子どものいる方	43.5% 47件	38.0% 41件	40.7% 44件	25.0% 27件	13.9% 15件	32.4% 35件
	65歳以上の方	42.8% 122件	35.4% 101件	36.1% 103件	27.4% 78件	13.0% 37件	36.8% 105件
	介護を必要とする方	42.0% 21件	46.0% 23件	24.0% 12件	30.0% 15件	14.0% 7件	34.0% 17件
	障がいのある方	36.6% 26件	31.0% 22件	29.6% 21件	39.4% 28件	12.7% 9件	39.4% 28件
	いずれもない	36.5% 89件	28.7% 70件	40.6% 99件	25.8% 63件	11.1% 27件	35.7% 87件
		障がいの早期発見、早期治療など、保健事業や医療体制を拡充する	障がいのニーズに応じた療育・教育を行う	道路の段差解消や公共的な建物への障がい者用トイレ、エレベーターの設置などを推進する	障がい者向けの住宅を整備したり、住宅改造を支援する	スポーツ、文化活動など、障がいのある人とない人の交流の場を提供する	医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する
全 体		22.9% 161件	24.5% 172件	26.1% 183件	24.6% 173件	14.1% 99件	37.7% 265件
同居者	子どものいる方	19.4% 21件	36.1% 39件	32.4% 35件	16.7% 18件	17.6% 19件	35.2% 38件
	65歳以上の方	25.3% 72件	24.2% 69件	25.3% 72件	25.6% 73件	16.5% 47件	36.5% 104件
	介護を必要とする方	34.0% 17件	26.0% 13件	26.0% 13件	28.0% 14件	14.0% 7件	40.0% 20件
	障がいのある方	19.7% 14件	31.0% 22件	25.4% 18件	26.8% 19件	11.3% 8件	53.5% 38件
	いずれもない	21.7% 53件	21.7% 53件	28.7% 70件	25.8% 63件	12.3% 30件	37.7% 92件
		その他	特になし	無回答			
全 体		1.7% 12件	4.0% 28件	5.3% 37件			
同居者	子どものいる方	0.9% 1件	2.8% 3件	0.0% 0件			
	65歳以上の方	1.4% 4件	4.2% 12件	4.2% 12件			
	介護を必要とする方	2.0% 1件	2.0% 1件	4.0% 2件			
	障がいのある方	2.8% 2件	4.2% 3件	4.2% 3件			
	いずれもない	2.0% 5件	4.1% 10件	5.7% 14件			

障がい者に対してやさしい社会づくりのために必要なことについて、同居家族の状況別にみると、障がい者がいる世帯では「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」と回答する割合が最も高く、53.5%と半数を超えています。

⑰地域ぐるみで推進した方がよいと思うこと



地域ぐるみで進めるべき取組としては、「高齢者の支援」が 56.0%で最も多く、次いで「災害への備え」が 42.5%、「子育て家庭の支援」が 35.0%、「事故や犯罪の防止」が 34.8%、「生活環境整備の促進」が 32.3%、「障がい者の支援」が 31.8%となっています。

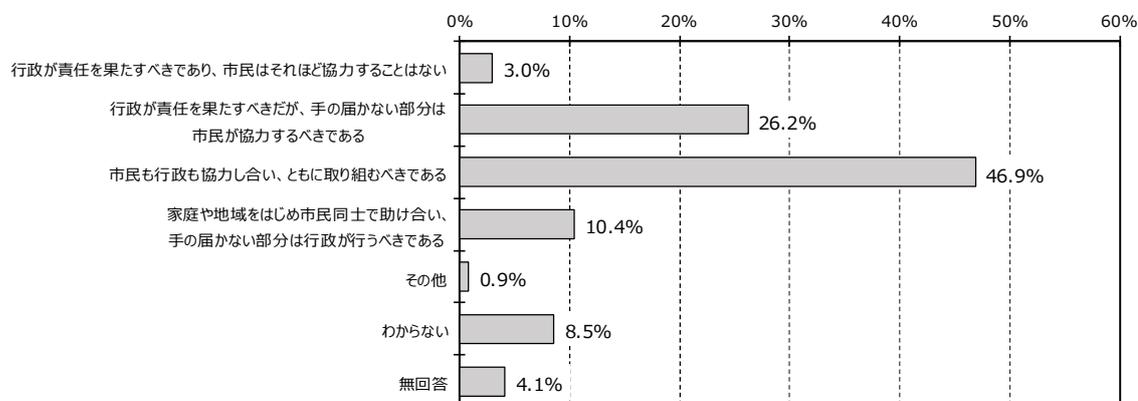
[属性別にみた回答傾向]

		高齢者の支援	障がい者の支援	子育て家庭の支援	住民の健康づくり	災害への備え	事故や犯罪の防止
全体		56.0% 393件	31.8% 223件	35.0% 246件	24.5% 172件	42.5% 298件	34.8% 244件
年齢	18歳～29歳	41.9% 18件	34.9% 15件	51.2% 22件	23.3% 10件	44.2% 19件	41.9% 18件
	30歳～49歳	50.4% 62件	24.4% 30件	53.7% 66件	25.2% 31件	43.9% 54件	39.8% 49件
	50歳～64歳	62.7% 111件	40.1% 71件	35.6% 63件	27.1% 48件	49.7% 88件	39.5% 70件
	65歳～74歳	59.3% 102件	36.6% 63件	34.3% 59件	24.4% 42件	42.4% 73件	36.0% 62件
	75歳以上	52.7% 97件	23.9% 44件	19.0% 35件	21.2% 39件	33.2% 61件	24.5% 45件
		消費生活 トラブルの防止	まちづくりの ルールづくり	自治会活動の推進	福祉教育の推進	生涯学習の推進	地区公園等の 維持管理
全体		15.1% 106件	9.8% 69件	18.1% 127件	13.8% 97件	11.8% 83件	28.9% 203件
年齢	18歳～29歳	18.6% 8件	9.3% 4件	4.7% 2件	16.3% 7件	11.6% 5件	30.2% 13件
	30歳～49歳	16.3% 20件	12.2% 15件	9.8% 12件	24.4% 30件	10.6% 13件	33.3% 41件
	50歳～64歳	20.9% 37件	13.0% 23件	15.3% 27件	11.9% 21件	13.6% 24件	32.2% 57件
	65歳～74歳	11.6% 20件	7.6% 13件	23.3% 40件	13.4% 23件	12.8% 22件	27.3% 47件
	75歳以上	10.9% 20件	7.6% 14件	24.5% 45件	8.7% 16件	10.3% 19件	23.9% 44件
		生活環境整備の 促進	その他	わからない	無回答		
全体		32.3% 227件	1.9% 13件	9.5% 67件	6.4% 45件		
年齢	18歳～29歳	39.5% 17件	0.0% 0件	7.0% 3件	2.3% 1件		
	30歳～49歳	43.9% 54件	1.6% 2件	11.4% 14件	0.8% 1件		
	50歳～64歳	32.8% 58件	2.3% 4件	7.3% 13件	1.7% 3件		
	65歳～74歳	27.3% 47件	2.3% 4件	9.3% 16件	7.0% 12件		
	75歳以上	27.2% 50件	1.6% 3件	11.4% 21件	15.2% 28件		

地域ぐるみで進めるべき取組について、回答者の年齢別にみると、いずれの年齢層においても「高齢者の支援」、「災害への備え」という回答が多くなっていますが、50歳未満の年齢層では「子育て家庭の支援」と回答する割合が他の年齢層よりも高く、半数を超えています。

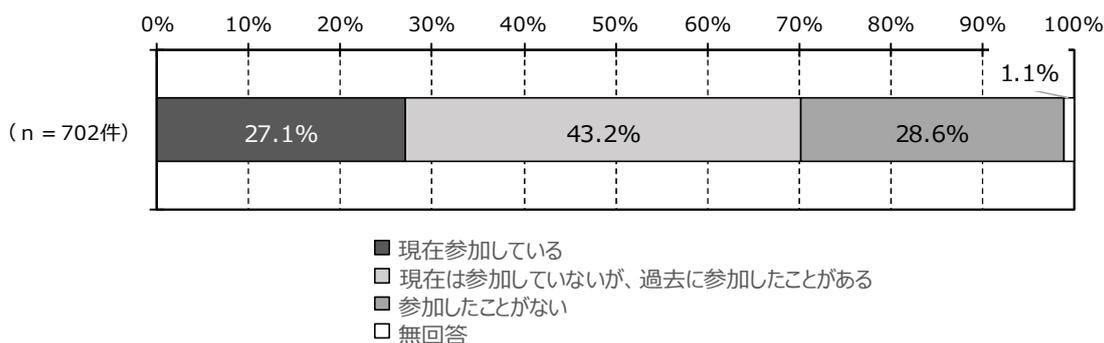
⑱福祉サービス提供における市民と行政の関係

(n = 702件)



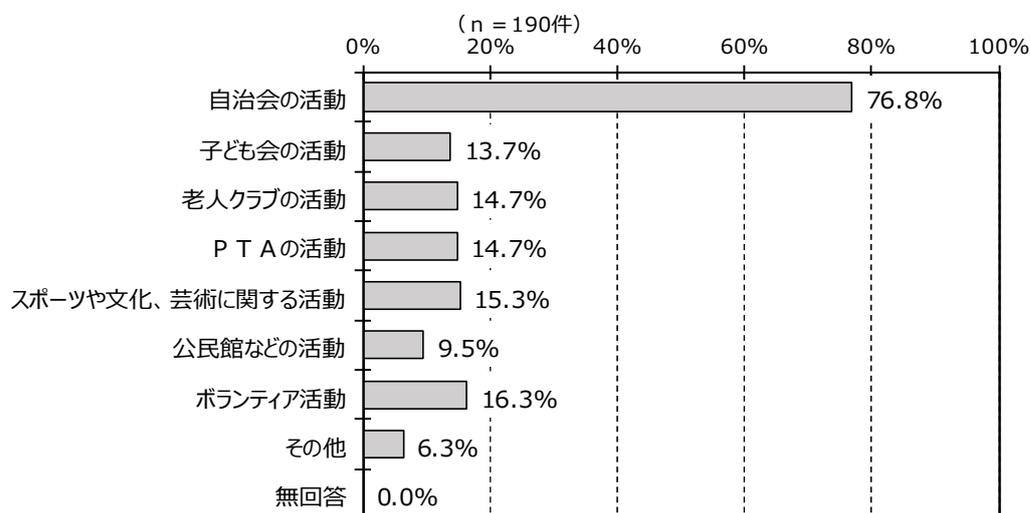
福祉サービス提供における市民と行政の関係については、「市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が46.9%で最も多く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力するべきである」が26.2%となっており、市民と行政がともに取り組んでいくという考え方が多数を占めています。

⑱地域活動への参加状況



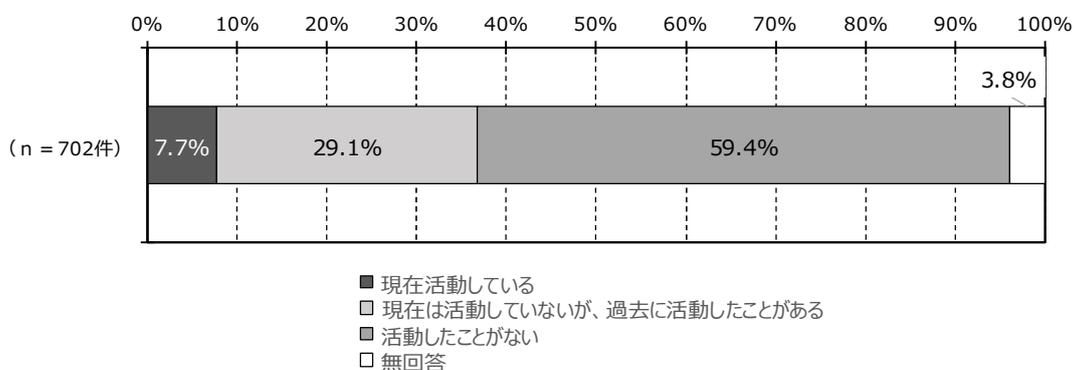
地域活動や公民館などの活動への参加経験をみると、「現在参加している」が27.1%で、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が43.2%となっており、あわせると約7割の方が参加した経験があります。

⑳参加している地域活動の内容



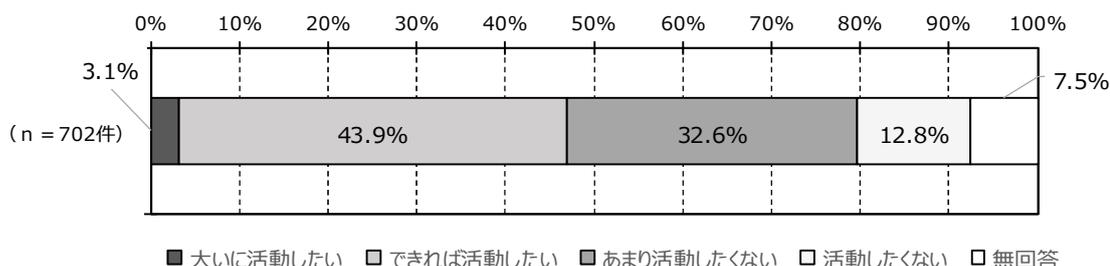
地域活動などに現在参加している回答者に、活動内容を聞いたところ、「自治会の活動」が76.8%と突出して多くなっています。

㉑ボランティア活動への参加状況



ボランティア活動への参加状況をみると、「活動したことがない」が59.4%と半数以上を占めています。

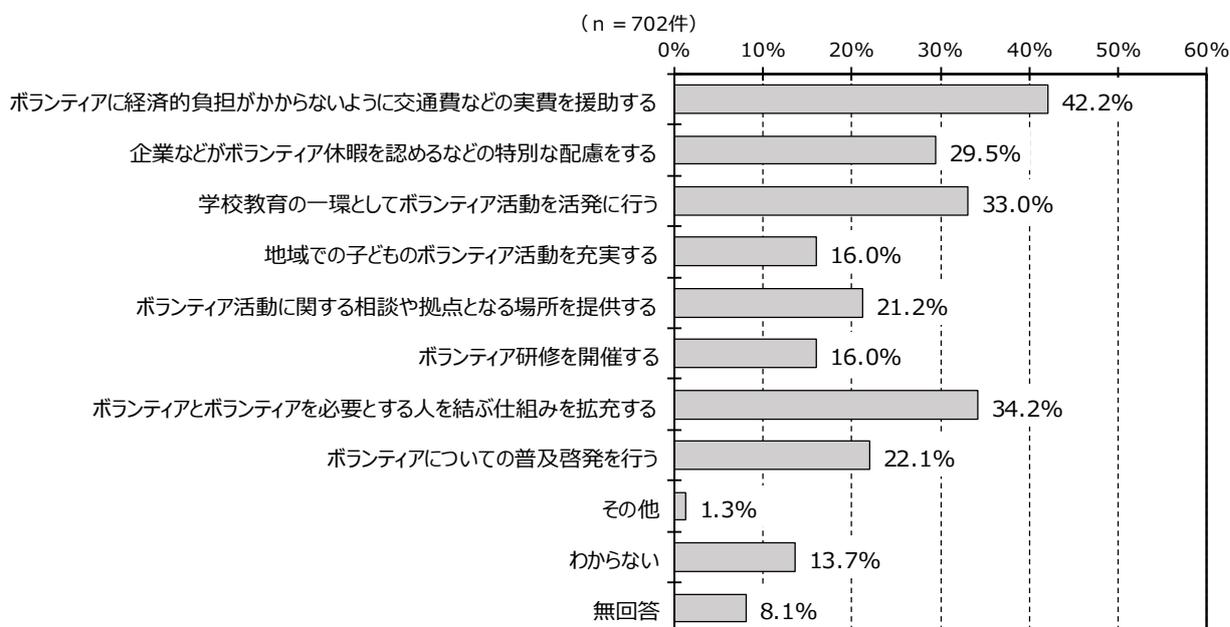
② ボランティア活動への参加意向



今後のボランティア活動への参加意向をみると、「大いに活動したい」の3.1%と、「できれば活動したい」の43.9%を合わせると、47.0%と半数近くが“活動したい”としています。

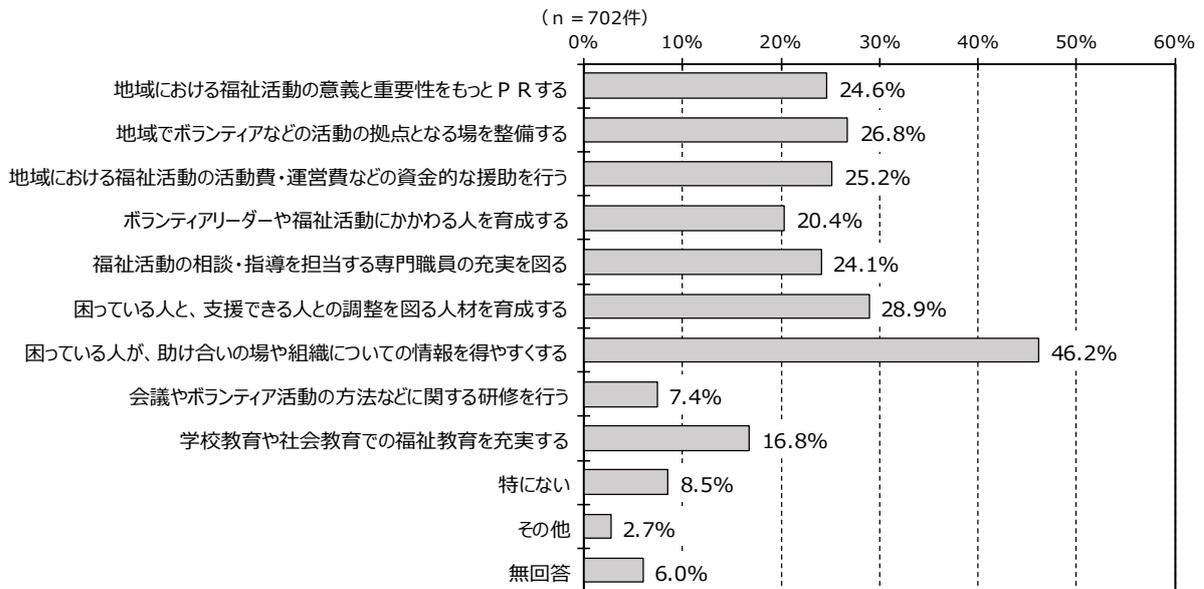
しかし、「あまり活動したくない」の32.6%と「活動したくない」の12.8%を合わせると、“活動したくない”という回答も45.4%と半数近くとなっています。

③ ボランティア活動の拡大に必要なこと



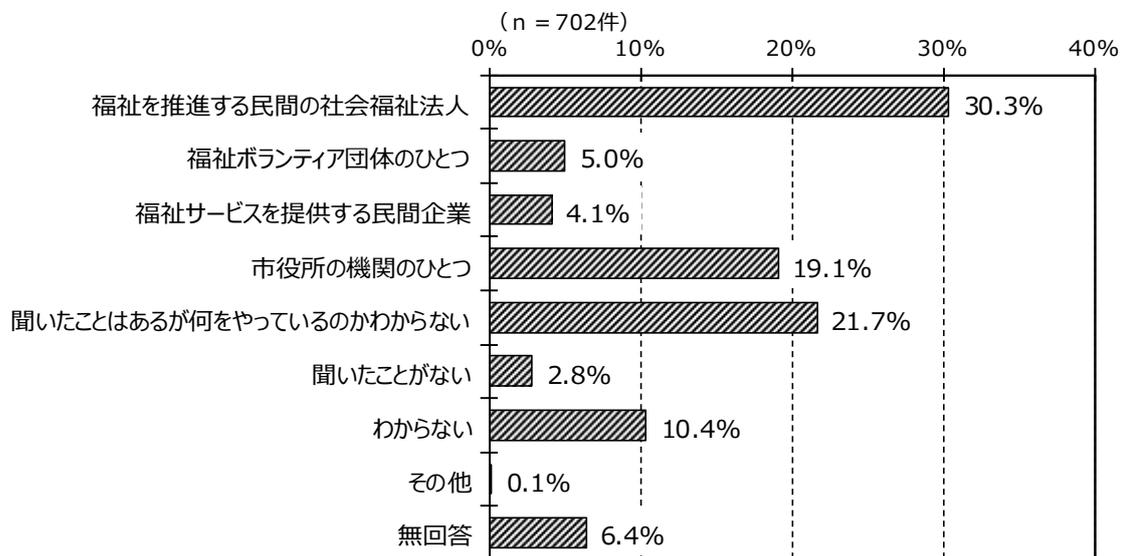
ボランティア活動の拡大のために必要だと思うこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が42.2%で最も多く、次いで「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」が34.2%、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が33.0%、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」が29.5%となっています。

②④地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと



地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととしては、「困っている人が、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が46.2%で最も多くなっています。

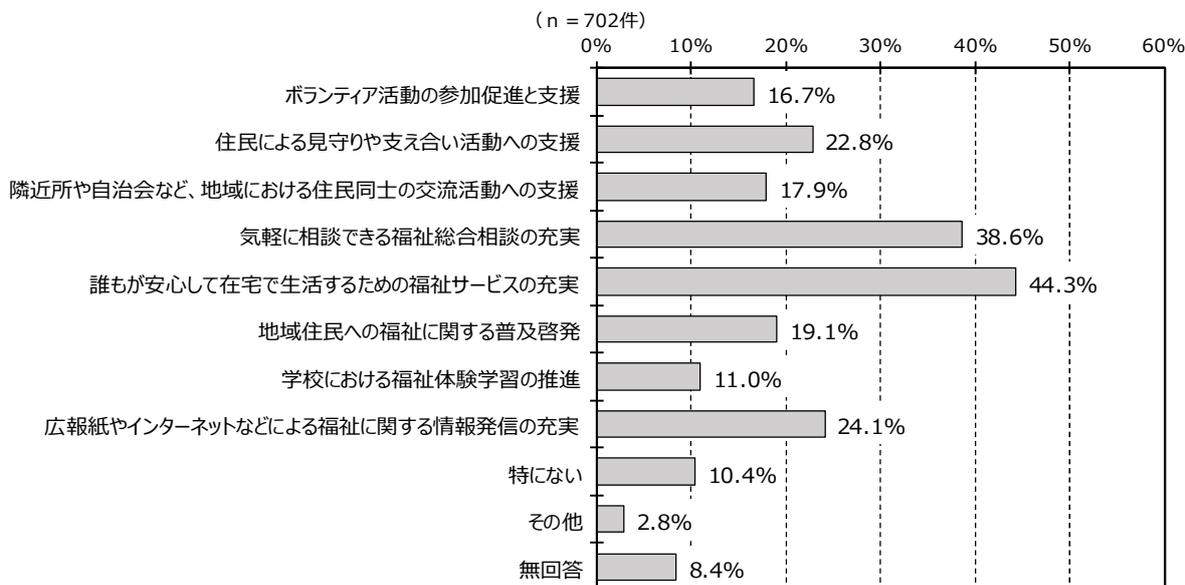
②⑤社会福祉協議会の活動イメージ



社会福祉協議会は、地域の福祉活動のサポートやボランティア活動を推進し、地域住民の福祉を向上させることを目的とした民間団体であり、その活動イメージについては、「福祉を推進する民間の社会福祉法人」が30.3%で最も多くなっています。

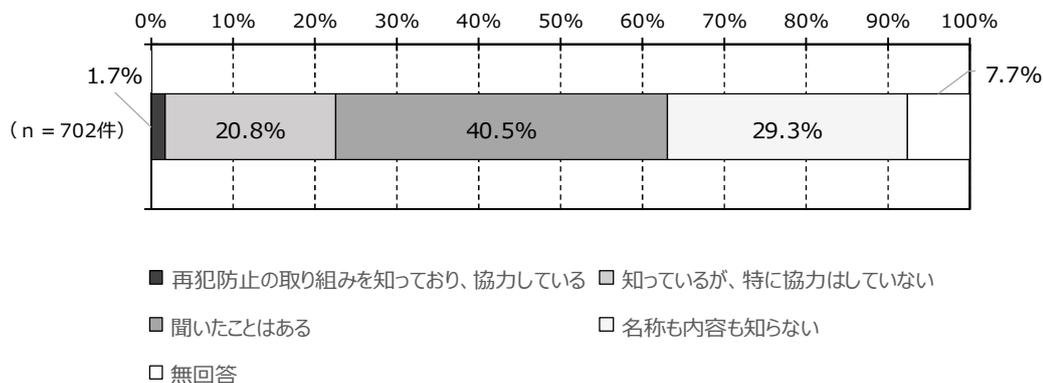
一方、「市役所の機関のひとつ」が19.1%、「聞いたことはあるが何をやっているのかわからない」が21.7%という回答も2割前後と、社会福祉協議会の活動についての周知が不足しているといった結果になっています。

②⑥社会福祉協議会に充実してほしい活動や支援



今後、充実してほしい社会福祉協議会の活動や支援は、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が44.3%で最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が38.6%となっています。

②⑦再犯防止対策の認知状況



再犯防止の取組についての認知状況をみると、「聞いたことはある」が40.5%で最も多く、次いで「名称も内容も知らない」が29.3%となっています。

第3章 計画の基本方向

1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

地域福祉計画は、地域共生社会*を実現するための計画として、これまでの地域福祉活動や地域福祉計画に関わる取組等を基にしながら、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが求められています。

本市ではこれまで、地域住民がお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

今後、地域共生社会の実現に向けて、本市の地域福祉をより一層推進していくためには、地域住民や地域の関係団体、関係機関、行政などの「みんな」がつながり、お互いに支え合いながら、市民一人ひとりが、生涯にわたって生きがいもち自分らしく生活できる地域づくりを進めていくことが必要です。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

※地域共生社会…本計画書 P2（地域共生社会とは）参照

**みんながつながり 地域で支え合い
ともに育む 心豊かなまち**

(2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法においては、以下の5つの事項について、地域福祉計画に盛り込むべきとされています。それらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められず、これら5つの事項について、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え計画に盛り込む必要があります。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(3) 基本方針

これまでの本市の取組は、国の想定している市町村地域福祉計画において盛り込むべき事項の多くを含んでいることから、基本的にはこれまでの基本方針を継承しつつ、さらに事業の継続性や本市における事業体系の分かりやすさを考慮し、個々の事業や取組を記載し整理します。

基本方針 1 地域の多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉及び子育て支援等に関する問題や不安を抱える人の状況に応じて事業を行い、対象者の生活の質をより一層高めることができる仕組みづくりに努めます。また、支援を要する人のみではなく、その人の属する世帯全体に支援が行き届く体制の充実を図ります。

なお、国の市町村地域福祉計画策定ガイドラインに示された、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」及び「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方」については、個別に計画を策定し、本計画と一体的に展開して、地域福祉の充実を図ります。

基本方針 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

市民アンケート調査結果によると、市の福祉に関する情報を得る主な手段として、8割を超える人が市の広報紙と回答しており、引き続き情報の伝わりやすい広報紙による周知に努めます。しかしながら、福祉サービス情報を十分に入手できていない人もおり、広報紙の充実だけでなく、様々な媒体を用いて福祉サービスの情報が行き届くようにするほか、誰が見ても分かりやすい情報提供の充実に努めます。

また、福祉サービスの利用に関する情報提供や相談体制を確保するだけでなく、支援関係機関の連携を強化し相談体制の充実を図ります。

基本方針 3 地域における社会福祉を目的とした事業活動基盤の充実

複雑多様化した地域の生活課題を解決するために、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携し、地域の見守りや災害時の対応などの支援体制の強化を図ります。

また、ハローワークや地域障害者職業センターなどと連携し、就労・雇用等の促進を図ります。

基本方針 4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

地域福祉活動に関する講座や児童生徒向けの福祉体験学習などを通して、住民参加の機会を提供し地域福祉活動への主体的参加の促進を図ります。

また、外出する機会が減った高齢者が気軽に集まれるサロンや交流会を通して、社会参加の機会を創出するだけでなく、不安や悩みごとなどの軽減を図ります。

基本方針 5 包括的な支援体制の整備

第3期潟上市地域福祉計画においても、地域福祉に関わる個人や団体のネットワーク構築に取り組んできましたが、高齢化の著しい進展や新しい課題への対応などにより、十分な支援体制が構築できていないという課題も残されています。時代の潮流に遅れないよう、市民、行政、各種団体等がより横断的に連携できるように、包括的な支援体制の整備を図ります。

また、複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間により十分な支援を受けることができないなどの困難に直面した人や世帯に対して、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援といった3つの支援を一体的に実施し、地域において誰一人取り残さない包括的な支援体制を創るために重層的支援体制整備事業の実施を検討します。

2 計画推進の視点

(1) 計画を推進するための視点

地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識をもつことが重要となります。

そのために、市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種事業を通し、知識や能力を身につけ、地域のつながりの中で自分の能力を最大限に発揮し支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

また、行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉に資する諸活動が行いやすい環境の整備などの取組の強化が求められています。特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取組を進めます。

◆ 一人ひとりが地域の問題に**気づき**、「我が事」として行動する

市民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整備します。

◆ 地域の問題の解決に向けて行動できる人を**育てる**

地域の問題に気づき、「我が事」として捉え行動する市民を増やしていくためには、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動の充実が求められます。また、地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための福祉教育の推進や地域福祉を支える人材の育成・確保を図ります。

◆ 個々の取組を**つなげ**、地域全体で展開する

個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整備します。

◆ 地域で**支え合い**ながら、互いに安心して暮らすことができるまちづくりを推進する

地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細かな福祉サービスを提供します。

(2) 市民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、市民一人ひとりと地域で活動する諸団体や事業所が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進するものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、市民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取組がつながるネットワークや共に助け合う気持ちをもった地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために市民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。

1) 市民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は、市民一人ひとりです。市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの市民には、地域の生活課題に対して関心をもち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めるとともに、地域福祉を推進するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加することが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

◆ 地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPO など）

市民を支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPO など）には、日常的に様々な市民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげることや、市民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また市民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し個々の市民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように相互交流の機会を拡大することが期待されます。

◆ 福祉事業者・社会福祉法人

福祉サービスの提供を通じて、市民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

◆ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市民にとって一番身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通して地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

◆ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、福祉サービスを提供する役割を担うほか、市民のボランティア活動への参加促進、地域福祉活動に対する支援、ボランティアの育成や市民一人ひとりのニーズに対応した様々な個別支援など、地域福祉の推進において行政と連携して、共に中心的な役割を担うことが期待されます。

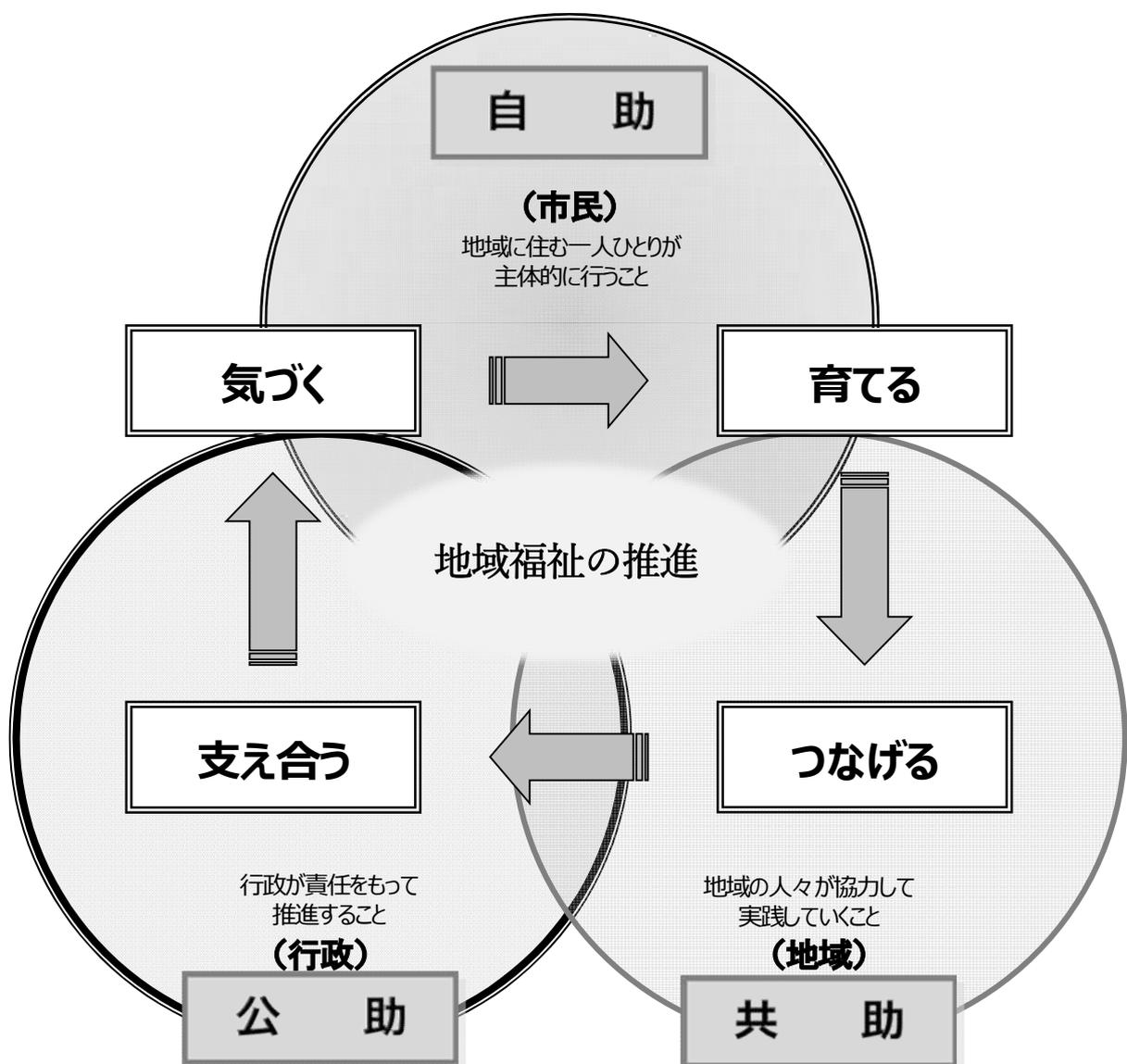
また、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ（ネットワーク化）調整役を担うことが期待されます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域だけでは解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービスの提供基盤の整備など、直接的に市民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。

また、市民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する市民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、共に支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

協働のイメージ

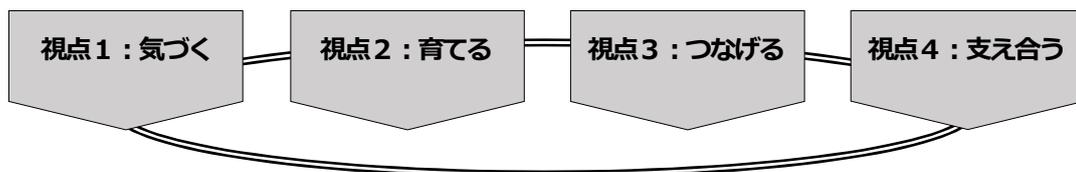


3 施策体系

➤ 基本理念

みんながつながり 地域で支え合い
ともに育む 心豊かなまち

➤ 計画推進の視点



➤ 基本方針と施策

基本方針1 地域の多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

- 1-1 健康づくりへの支援
- 1-2 生きがいづくりへの支援
- 1-3 高齢者福祉の推進
- 1-4 障がい者福祉の推進
- 1-5 子育て支援の推進
- 1-6 安全・安心のまちづくりの推進
- 1-7 権利擁護の推進

基本方針2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- 2-1 効果的な情報提供、啓発活動の推進
- 2-2 相談体制の充実

基本方針3 地域における社会福祉を目的とした事業活動基盤の充実

- 3-1 地域福祉ネットワークの整備
- 3-2 就労・雇用の推進
- 3-3 防災対策の充実

基本方針4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

- 4-1 担い手の育成
- 4-2 社会参加の促進

基本方針5 包括的な支援体制の整備

- 5-1 関係機関との連携の強化

第4章 地域福祉推進に向けた取組

基本方針1 地域の多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

1-1 健康づくりへの支援

現状と課題

市民一人ひとりが、健康で規則正しい生活習慣を身につけ、年齢や性別などに関係なく自立した生活を営むことは、地域福祉を推進していく上で欠かせないことです。また、社会を取り巻く環境の変化により、健康に対する様々な価値観や生活習慣の変化がみられ、生活習慣病を中心とした疾病の発症予防や重症化予防などがさらに求められています。

誰もが健やかに安心して暮らしていけるよう、市民・地域・行政が一体となって健康づくりに取り組む必要があります。

市民アンケート調査

- ▶ 地域住民が取り組むべき課題や問題として、「生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み」への回答は18.8%となっています。

施策の方向

誰もが健やかに安心して暮らせる社会の実現を目指し、健康寿命の延伸に向けた健康づくり施策やライフステージごとの課題に応じた取組を推進します。

また、幼少期から健康についての正しい知識等を身につけることができるよう、学校をはじめ、家庭や地域との連携を図るほか、スポーツ施設の積極的かつ有効な活用による健康づくりを推進します。

施策の展開

施策・事業	内容
①正しい知識の普及・啓発	ライフステージごとの健康に関する課題を理解し、自分自身に合った健康づくりや体力づくりへの主体的な取組が行えるよう、正しい情報の提供に努めます。
②健康診査・各種がん検診と健康管理の充実	各種の健（検）診事業を実施することで病気の早期発見や早期治療に結びつけ、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につなげます。
③健康相談の充実	専門職による健康相談の実施など、相談体制の充実を図ります。
④健康教育の充実	専門職による健康教室や講話の実施など、健康教育の充実を図ります。
⑤訪問指導の充実	健（検）診受診者で特定保健指導及び重症化予防が必要な人への保健指導、精密検査未受診者への受診勧奨、重複・頻回受診者への訪問指導を実施し、市民の健康維持・増進を図ります。
⑥こころの健康づくりの充実	弁護士などの専門職による対面式相談を実施するとともに、講演会や広報紙等を通して、こころの健康づくりや自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。
⑦学校等との連携による学習活動の推進	子どもが心と体の健康に関する正しい知識と習慣を身につけることができるよう、学校をはじめ、家庭や地域との連携を図ります。
⑧スポーツ施設の利用促進	民間活力を導入した効果的な施設運営に努め、施設の積極的かつ有効な活用及び利用の促進を図ります。

1-2 生きがいづくりへの支援

現状と課題

「人生100年時代」や「超スマート社会（Society5.0）*」に向けて大きな転換期を迎える中、目まぐるしく変化する現代社会において、市民一人ひとりが生涯にわたってあらゆる機会・場所において学習すること、そしてその成果をいかして活躍できる社会の実現が求められています。

市ではこれまで、社会教育施設を拠点とした学習機会の提供や生涯学習に関する情報提供を行うほか、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を支援してきました。また、高齢者等に対する就労支援や高齢期を楽しく生きがいを持って安心して暮らせるように、住みよい地域づくりの整備を図ってきました。

しかし、情報化社会の一層の進展や住民のライフスタイルの変化などにより、生きがいづくりに求められるニーズもより多様化・高度化していることから、生きがいづくりに取り組む環境も柔軟な対応や発想の転換が求められています。

市民アンケート調査

- ▶地域住民が取り組むべき課題や問題として、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」は36.3%、「障がいのある方の社会参加や生きがいづくり」は14.2%となっています。
- ▶安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方として、「健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる」が23.2%となっています。

施策の方向

市民一人ひとりが主体的に生涯学習活動に参画し、地域課題の解決や地域の活性化に結びつくような生涯学習や社会教育事業を推進します。

また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人の様々な生きがいづくりを支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った情報の提供に努めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①生涯学習活動の推進	市民一人ひとりが生涯にわたり学び、心の豊かさや生活の質の向上につながるよう、生涯学習の機会や場所等を提供し、その成果を地域にいかせるよう支援します。
②公民館事業の充実	地域における学習活動拠点として、多様化・高度化する学習ニーズに応えるとともに、市民の主体的で積極的な参画のもと、行政と一体となった生涯学習による地域づくりを推進します。
③図書館事業の充実	生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけることができるよう、読書活動の充実と環境の整備に努めます。
④老人クラブ活動の充実	生活を豊かにする活動や地域を豊かにする社会活動など、多種多様な活動を行うことで、生きがいづくりや社会参加を推進します。
⑤高齢者の就労支援	就労意欲の高い高齢者に、シルバー人材センターなどと連携して就労の場や機会の確保に取り組みます。
⑥障がい者の就労支援	就労を希望する障がい者に、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就労支援施設などと連携し、雇用情報の提供に努めます。

※超スマート社会 (Society5.0) : サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

1-3 高齢者福祉の推進

現状と課題

本市の65歳以上の人口は、令和7年度以降は減少に転ずるものの、後期高齢者数（75歳以上）は緩やかに増加するものと予想され、介護保険の認定者の増加や介護期間の長期化等により、医療・介護の社会保障費は急速に増大することが見込まれます。

このような状況に対応するため、適切かつ十分なサービスが提供できる体制を計画的に整備していくことが必要であるとともに、高齢になっても介護や支援を必要としない暮らしが送れるよう、日頃から介護予防などに取り組むことが重要です。

また、認知症高齢者も増加する中、認知症予防や、発症・進行を遅らせる取組の推進とともに、本人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、周囲の理解やサポートなどが不可欠です。認知症等により判断能力が低下しても、高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、認知症高齢者を地域で支え合う仕組みを構築するとともに、成年後見制度や権利擁護事業など、自立支援に関する事業の推進が求められます。

市民アンケート調査

▶高齢者福祉のために必要なこととして、「認知症に対する理解を深めるための情報を提供する」は25.1%となっています。

施策の方向

高齢者が必要とするサービスを適正に利用することができるよう、引き続き適切な相談・情報提供に努めるほか、市民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。また、公的なサービスだけでは対応できない福祉ニーズも増えていることから、住民参加型の在宅福祉サービスの創設を目指します。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、介護予防の取組を進め、身体機能の維持を図るとともに、新しい認知症観*の普及・啓発、認知症予防の取組の推進、相談体制・家族支援の充実、認知症初期集中支援チームの活動の推進、地域のネットワークの強化など、地域包括ケアシステム*の構築に向けた施策の充実を図ります。

施策の展開

施策・事業	内容
①家族介護支援事業の充実	要介護者を在宅で介護している家族の心身及び経済的負担の軽減を図ります。
②各種サービスの充実	高齢者が安心して生活できるよう、各種相談に総合的に対応するとともに、必要なサービスや制度を紹介し問題解決に努めます。
③配食サービス事業の充実	配食サービスを提供することにより食生活の維持向上を支援するとともに、配達時の安否確認の実施、孤独感の軽減を図ります。
④生活支援ハウスの事業内容とサービスの充実	一時的に自宅での生活が困難となった人が、可能な限り早期に自宅での生活に戻れるよう、必要なサービスの提供に努めます。
⑤介護予防センターの適正な管理	健康づくりを推進するための活動拠点施設としての適切な施設管理に努めます。
⑥認知症に対する理解の促進	認知症地域支援推進員が中心となり、認知症に関する正しい知識・情報の提供と理解促進に努めるとともに、認知症になっても希望をもって暮らすことができる社会づくりを進めます。
⑦認知症サポーター養成講座の開催	認知症に関する正しい知識をもって、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成を推進します。
⑧認知症初期集中支援チームの活動推進	医師、保健師、看護師などの医療職と、社会福祉士、介護福祉士などの福祉職がそれぞれの専門分野をいかしながら、認知症の人とその家族を支援します。
⑨介護サービス体制の充実	高齢者が必要とするサービスを適正に利用することができるよう、適切な相談・情報提供に努めます。また、サービスの質の向上に向け、様々な機会や場を活用し意見交換や情報提供を実施するとともに、介護事業所が抱える問題や課題に対して適切な対応に努めます。
⑩介護給付適正化事業	介護給付等の適正化に向け、主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費通知）の適切な実施に努めます。
⑪介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、また高齢者自身の能力を最大限にいかして要介護状態になることの予防に努めます。
⑫在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。
⑬地域包括支援センターの運営	高齢者やその家族等からの介護・福祉・医療・生活等あらゆる相談に応じ、必要な支援につなげられるよう、適切な運営に努めます。
⑭権利擁護の取組の推進	高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護体制の整備に取り組みとともに、成年後見制度等の権利擁護制度の周知や利用促進に努めます。
⑮生活支援体制整備事業	地域の身近な存在である自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会、事業所等が連携しながら、地域に不足するサービスの創出や担い手の育成、高齢者等が担い手として活動する場の充実に努めます。

※新しい認知症観：認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

※地域包括ケアシステム：介護が必要な状態となっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する支援体制のこと。

1-4 障がい者福祉の推進

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活していくためには、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、障がい者のニーズにあった福祉サービスが必要なときに受けられる必要があります。また、子どもの健やかな発育を支援するため乳幼児検診等で、心身に障がいがある児の早期発見、障がいの軽減などに結びつけるための早期療育*施策の推進とともに、障がい児等が適切な療育を受け地域社会の一員として生活することができるようにするため、福祉サービスの一層の拡充を図る必要があります。

障がいのある人もない人も、その人らしく、誰もが安心して暮らせるまちをつくり、ノーマライゼーション*の実現を図るためには、市民一人ひとりが障がいの特性を理解し、同じ地域で共に暮らす仲間であるという意識の醸成が不可欠です。障がい者やその家族が住み慣れた地域でいきいきと安心して過ごせるよう、家族の介護負担軽減等の施策の充実や地域資源をいかした連携体制の強化が求められます。

市民アンケート調査

- ▶地域住民が取り組むべき課題や問題として、「障がいのある方への生活支援」への回答は、18.2%となっています。
- ▶同居している家族に“障がいのある方”がいる回答者では、「サービス利用に関する相談や援助体制を整備する」や「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」などへの回答が多くなっています。
- ▶地域ぐるみで推進していくべきこととして、「障がい者の支援（見守り・安否確認など）」への回答は31.8%となっています。

施策の方向

障がい者が自ら望む地域で暮らせるよう、必要な時に公的な支援を受けられる環境を整えます。また、福祉サービスや相談支援体制の充実を図るとともに、福祉人材やボランティアの確保・育成に取り組み、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

施策の展開

施策・事業	内容
①自立生活支援基盤の整備	訪問や相談対応等により、在宅での自立した日常生活を営む上で生じる様々な問題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。
②相談支援や移動支援、手話通訳等意思疎通支援事業の充実	地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族の意向に沿って相談に応じ、適切なサービス利用に向けた支援に努めます。
③手話奉仕員の育成	聴覚障がい者の社会参加の促進を図るため、日常会話等に必要の手話を使うことができる手話奉仕員の養成に努めます。
④福祉サービスの効果的な提供	福祉サービスがより効果的に提供されるよう、保健福祉・医療等の関係機関との連携を図り、情報提供や連絡調整を行います。
⑤障害福祉サービスの推進	自立した生活に向けた身体機能の訓練や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスについて、障がい者の障がい特性や生活ニーズに応じたサービスの支給決定に努めます。
⑥障害児通所支援の推進	日常生活における基本動作や生活能力の向上のため、支援が必要な子どもに対して、発育状況に応じた指導・訓練等サービスの提供に努めます。
⑦権利擁護の取組の推進	障がい者等が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護体制の整備に取り組みとともに、成年後見制度等の権利擁護制度の周知や利用促進に努めます。
⑧基幹相談支援センターの設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「基幹相談支援センター」を設置し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

※療育：心身に障害のある子どもが自立した生活を送れるよう、個々の特性や発達段階に合わせて「治療」と「教育」を組み合わせ、生活や社会生活を円滑に営むための福祉的、心理的、教育的、医療的な援助を行うこと。

※ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方。

1-5 子育て支援の推進

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化といった社会環境の変化により、子育て力の低下が懸念されています。その中において、共働きや長時間労働等の影響などにより、子育ての負担感や不安感が増すことは、児童虐待などの問題も生じさせてしまいます。

また、本市のひとり親家庭の世帯数は、年々減少の傾向にあります。複雑な課題を抱えていたり、経済的に厳しい状況におかれていたりする家庭は少なくありません。今後は、孤立化した子育てを防ぐため、地域の子育て力を高めていくほか、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援などの総合的な支援の推進が求められます。

昨今、特別な支援を要する子どもは、増加傾向にあります。認定こども園や保育所、学校などの集団生活に入ってから発達の遅れが指摘される児童の増加や、相談内容の複雑化・多様化が顕著になっています。

特別な支援を要する子どもがもてる能力や可能性を伸ばしていくためには、一人ひとりの状況・特性に沿った支援体制の充実を図り、それぞれの発達の程度や状態に合わせた教育的支援が求められています。

市民アンケート調査

- ▶ 地域住民が取り組むべき課題や問題として、「乳幼児期の子育て支援」への回答は 12.0%となっています。
- ▶ 安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方として、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」への回答は 35.6%となっています。

施策の方向

市民の多様な保育ニーズを的確に捉えながら、施設等の整備やきめ細かな保育の提供に努めるとともに、最適なサービスを選択できるよう、保育体制の充実に努めます。

また、特別な支援を要する子どもの支援のため、保育所等や学校、専門機関との連携強化に努めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①多様な保育サービスの提供	仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、保育サービス及び子育て支援サービスの充実に努めます。
②放課後児童クラブの運営	日中保護者が仕事などにより家庭にいない児童を放課後や長期休業時に預かり、その児童の健全な育成を図ります。
③ひとり親家庭の自立に向けた支援体制の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、就労相談や資格の取得、就労環境支援を行います。また、ひとり親家庭の悩みや不安を軽減し適切な支援を行うため、母子・父子自立支援員等による相談支援体制の充実に努めます。
④母子父子生活福祉資金等の貸付	ひとり親家庭の自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付を行います。
⑤児童相談所や学校などの関係機関との緊密な連携	児童虐待の防止に向けて、相談体制の充実や関係機関との実効性のある連携体制の構築を図ります。また、虐待の兆候を早期発見し支援に結びつけられるよう、地域の見守り活動の促進や、市や警察、県の通告窓口の周知に努めます。
⑥特別な支援を要する子どもへの施策の充実	家庭や関係機関との連携を図り、病気や発達の遅れによる障がいの早期発見や多様なニーズに応じた相談支援体制の整備に努め、学校や認定こども園等での自立を促します。
⑦子どもの就学支援事業	要保護及び準要保護世帯の新入学生に新入学学用品費を支給し、児童生徒の就学を支援します。(小中学校)
⑧子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の中学3年生に対して、学習支援や居場所の提供等を行い、子どもの高校等への進学や将来における安定就労につなげることで、貧困の連鎖を防止します。
⑨スポーツ活動の推進	スポーツをする機会を充実させ、学校だけではなく地域の人的資源等を活用し、地域で子どもの体力向上に向けた取組を推進します。
⑩子ども会活動の支援	地域子ども会における体験活動の充実と指導者育成を支援し、地域の中で子どもの「生きる力」と「コミュニケーション能力」を育てていきます。
⑪児童館活動の推進	児童の心身の健全な育成を図るため、児童館活動を推進するとともに、児童福祉の向上に努めます。
⑫保育所・認定こども園等と小学校の連携	保育所や認定こども園等と小学校との間で幼児児童の実態や指導方法について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育に向けた連携を図ります。
⑬小中学校の連携	児童生徒の9年間の発達や学びを見通して、系統的・組織的に小中学校連携を推進し、各校の取組や研究の進め方について意識共有を図ります。
⑭こども家庭センターの運営	全ての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に一体的な相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、切れ目ない支援を行います。

1-6 安全・安心のまちづくりの推進

現状と課題

市民を犯罪から守るためには、地域における防犯対策を進めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚や地域に密着した防犯活動の推進などが重要です。また、全国の刑法犯により検挙された人の約半数が再犯者であるという状況が続いていることから、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するため、再犯を防止することが重要です。

また、まちづくりにおけるユニバーサルデザイン*やバリアフリー*の普及・啓発については、社会において認知されるようになってきました。しかし、急速に進む高齢化社会への対応や、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指す上で、さらなる普及・啓発が必要です。

市民アンケート調査

- ▶「防災・防犯体制の充実」に対する満足度は 13.4%となっています。
- ▶地域ぐるみで推進していくべきこととして、「事故や犯罪の防止（防犯パトロールなど）」への回答は 34.8%、「生活環境整備の促進（道路や下水道の整備など）」への回答は 32.3%となっています。
- ▶社会福祉協議会に充実してほしい活動や支援として、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が 44.3%と最も多くなっています。

施策の方向

安全で住みよい地域社会を実現するため、地域における防犯活動や広報活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。

また、公的施設のバリアフリー化や、より多くの人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを進め、年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人々が活動しやすい生活環境の整備を進めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①ユニバーサルデザイン・バリアフリーの普及・啓発の推進	誰もが社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全で快適な生活を営むことができるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの普及・啓発に努めます。
②防犯・交通安全対策の推進	安全・安心な暮らしの確保に向け、市民の防犯意識の高揚に努めます。また、交通事故のない安全・安心な地域社会を目指し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。
③再犯防止推進計画の推進	再犯防止推進計画に基づいて再犯防止に関する取組を推進します。また、犯罪をした人が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせるよう、保護司会などの関係団体と連携を図ります。
④緊急通報装置の設置促進	一人暮らし高齢者や障がい者が急病や災害等の緊急時に 24 時間体制で迅速に対応できるよう、緊急通報装置の設置促進に努めます。
⑤安全パトロールの実施	一人暮らし高齢者や高齢者世帯を巡回することで、防犯、防災、交通安全等の意識を高めるとともに、在宅生活の安全と安心の確保に努めます。
⑥消費生活センターの運営	消費生活センターを運営し、関係機関と連携を図りながら消費生活に関する啓発活動や被害防止に努めます。

※ユニバーサルデザイン：全ての人々が使いやすいような施設や製品、空間などのデザインのこと。

※バリアフリー：段差の解消など物理的な障壁をはじめ、制度的な障壁、情報面や意識上の障壁など、全ての障壁を取り除くこと。

1-7 権利擁護の推進

現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合えるまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現が求められます。

そのためには、人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深め、一人ひとりの人権意識の高揚を図り、地域、学校、企業及び行政等、様々な場と機会を通じて人権教育及び人権啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

近年、人口減少や少子高齢化の進展、一人暮らし高齢者の増加といった社会背景の中で、今後も身寄りがないことで生活に困難を抱える人の増加が見込まれることから、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援の必要性は一層高まっています。

※平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいを理由とする差別的な取り扱いを禁止し、障害者雇用の場においては障がい者から求めがあった場合の合理的配慮の提供*が義務化されています。

市民アンケート調査

- ▶地域住民が取り組むべき課題や問題として、「子どもや高齢者、障がいのある方などへの虐待対策」への回答は、7.5%となっています。
- ▶安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方として、「判断力が衰えたり権利が侵害されたりするおそれがあるときに、財産や権利を保護し、支援を行う」への回答は、13.2%となっています。

施策の方向

判断能力が十分でない高齢者や知的・精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護に関連する事業の周知を図るとともに、成年後見制度等を活用した支援体制の充実に努めます。

また、高齢者等への虐待を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期支援につなげるとともに、虐待予防の啓発活動や被害者の心のケアに努めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①人権啓発活動の推進	人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、各種広報媒体を活用した情報発信や意識啓発等に努めます。また、人権擁護委員や関係機関等と連携を図り、人権に関わる相談に応じます。
②日常生活自立支援事業と地域包括支援センターとの連携	日常生活自立支援事業を行っている社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携を図り、判断能力が十分でない人の権利が守られるよう支援の充実に努めます。
③高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の防止や早期発見、高齢者や養護者への適切な支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会と連携し体制の充実に努めます。
④障がい者虐待防止の推進	障がい者虐待の防止や早期発見、障がい者や養護者への適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターを運営し虐待予防の啓発に努めます。
⑤権利擁護の取組の推進【再掲】	高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護体制の整備に取り組むとともに、成年後見制度等の権利擁護制度の周知や利用促進に努めます。
⑥成年後見制度利用促進基本計画の推進	成年後見制度利用促進基本計画に基づいて成年後見制度の普及・啓発や相談体制の整備、利用支援を行います。

※合理的配慮の提供：障がいの有無に関わらず、機会や待遇を平等に確保し、障がいによって生じる社会的バリアを取り除くための措置のこと。

基本方針2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

2-1 効果的な情報提供、啓発活動の推進

現状と課題

本市では、様々な広報媒体を活用した福祉サービス情報の提供を行ってきましたが、福祉関連事業やサービス、制度に関する情報は多種多様であり、市民自ら適切な情報を選択することが難しい場合も少なくありません。

市民アンケート調査結果をみると、市の福祉サービス情報の入手手段として「市の広報紙（広報かたがみ）」が多くなっていますが、広報紙からの情報は、公共施設の掲示やパンフレット、福祉関連の相談窓口などと比べると「十分に入手できている」という回答の割合が低くなっています。情報の入手経路として広報紙の占める割合は高いものの、紙面の制約などもあるため、広報紙から得られる情報だけは不足しているといった面もあります。今後は、多様な広報媒体の活用をさらに工夫し、必要とされている情報を十分に伝えることができる環境を整えていく必要があります。

市民アンケート調査

▶市の福祉情報の入手手段としては、「市の広報紙（広報かたがみ）」が83.5%で圧倒的に多くなっています。

施策の方向

広報紙やホームページ、SNS、各種パンフレット等の様々な媒体を活用し、福祉サービスに関する情報提供の充実に努めます。

また、福祉サービス情報が全ての市民に行き届くよう、内容が理解しやすく、必要な時に速やかに入手できる仕組みづくりを進めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①広報紙やホームページ、パンフレット等の活用による福祉サービス情報の提供	利用者の立場や特性などに配慮し、誰でも分かりやすく容易に福祉サービス情報を入手できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた広報紙やホームページ等の作成に努めます。
②電子媒体による福祉サービス情報発信の推進	ホームページや SNS などの情報発信ツールのメリット、デメリットを把握し、継続的な情報発信に努めます。また、それぞれの世代やターゲットが求めている情報を分かりやすく発信するように努めます。
③ICT を活用した情報提供	障がいの特性などにより情報が伝わりにくい人に対して、点訳や音訳をはじめとした ICT を活用した様々な媒体により、確実に情報が伝わる仕組みづくりを推進します。
④心のバリアフリーの推進	高齢者や障がい者などの人権や疾病等に関する理解を深め、心のバリアフリー*を推進するために、あらゆる機会や場において啓発・広報活動の充実に努めます。

※心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方もつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」より）

2-2 相談体制の充実

現状と課題

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、相談内容も複雑化・複合化しています。支援を必要とする人に適切な福祉サービスを提供するためには、相談窓口等を通じて問題や課題の把握を図り、速やかに適切な支援へとつなげることが重要となることから、相談窓口の周知とともに、誰もが安心して気軽に利用できる相談窓口の充実を図ることが必要です。

市民アンケート調査

- ▶福祉の推進に向けて行政が優先的に取り組むべきこととして、「保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実」への回答は28.2%となっています。
- ▶今後充実してほしい社会福祉協議会の活動として、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」への回答は38.6%となっています。

施策の方向

複雑化・複合化した相談内容に対応できるよう各分野の相談体制を充実させるとともに、各分野連携のもと福祉サービスを総合的に調整する体制を整備するための取組を行います。

施策の展開

施策・事業	内容
①各福祉分野の相談窓口の充実	<p>高齢者、障がい者、子育て、生活困窮をはじめとした各福祉分野の相談窓口で相談を受け、分野をまたぐ課題については、必要に応じて各課が連携して課題解決に当たります。</p> <p>【相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（高齢） ・基幹相談支援センター（障がい） ・こども家庭センター（子育て） ・生活困窮者自立支援相談窓口（生活困窮）
②社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施検討	<p>複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯の支援や既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等を解決するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野や属性を超えて多様な機関が連携して支援を行う包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業の実施を検討します。</p>
③心配ごと相談所の充実	<p>相談場所や相談室の環境に配慮しながら、専門的な相談にも適切なアドバイスができるよう相談員の資質向上に努めます。</p>
④民間団体・行政の相談窓口の充実	<p>自殺の防止を図るため、弁護士による困りごと相談事業や民間団体による心の電話相談事業を実施します。</p>
⑤民生委員・児童委員の活動支援の実施	<p>地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の役割等の周知を図るとともに、委員研修等の実施により活動の充実を図ります。また、委員活動に要する費用の一部を市からの活動費として支給し、活動を支援します。</p>

基本方針3 地域における社会福祉を目的とした事業活動基盤の充実

3-1 地域福祉ネットワークの整備

現状と課題

少子高齢化の進展や価値観の多様化などを背景として、住民同士の親しい付き合いや助け合いといった地域における互助機能が弱まっています。

市民アンケート調査結果では、半数程度は隣近所・自治会といった身近な範囲を地域として捉えています。近所付き合いについては、約4割は会えばあいさつをする程度にとどまり、親密な付き合いをしている人の割合は2割弱となっています。

一方、地域の人に助けてほしいこととしては、「緊急時の手助け」が46.2%で最も多く、地域社会に対して期待する役割として「災害時の助け合い」を希望する回答が約7割を占めています。地域社会に期待する災害時の助け合いを円滑に行うためには、日頃からの地域内でのコミュニケーションが重要となりますが、市民が地域の範囲として認識している隣近所においても、現状、親密な付き合いをしている人は少なく、身近な地域での交流を促進して円滑なコミュニケーションを図れるように環境を整えることが求められています。

市民アンケート調査

- ▶「地域」の範囲の捉え方として、「自治会」が27.6%、「潟上市全域」が24.4%、「旧町」が14.0%、「隣近所」が13.2%となっています。
- ▶普段どの程度近所付き合いをするかについては、「会えばあいさつをかわす」が40.3%、「たまに立ち話をする」が29.1%、「付き合いがほとんどない」が10.0%となっています。
- ▶地域の人に助けてほしいこととしては、「緊急時の手助け」が46.2%、「安否確認の声かけ」が38.0%となっています。

施策の方向

社会福祉協議会を中心に実施している様々な事業を充実させ、全ての市民が自立と相互扶助の精神をもって支え合い、助け合う地域社会の実現を目指すとともに、ボランティア活動に対する市民意識の高揚と参加の促進を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、地域の人ができる見守りや声かけ等の活動を推進します。

施策の展開

施策・事業	内容
①社会福祉協議会の運営支援	社会福祉協議会の運営の基盤強化及び円滑化を図るため、人件費の一部を支援します。
②ボランティアセンターの充実	多様化するボランティアニーズに対応するため、幅広い視点や連携のもと、新たな社会資源の調査やボランティアの育成など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
③地域の各種団体等の情報収集と発掘	ボランティア活動への住民参加を広く呼び掛けるとともに、活動の推進を図るため、様々な機会を通じて地域で活動する各種団体や組織の情報収集と発掘に努めます。
④見守り安心ネットワーク活動の推進	民生委員・児童委員や地域の民間事業者の協力、地域住民のサロン活動*等を通じた日常的な見守り活動を支援・拡充するとともに、緊急時等への対応を図ることで高齢者自身の不安感や介護者の負担を軽減します。
⑤ボランティア等の育成と活動支援	ボランティア・市民活動団体等が継続して活動できるよう、活動資金の助成や活動に関する情報提供等に努めます。また、様々な活動場面を提供するとともに、新たなボランティア育成のための支援に努めます。
⑥福祉座談会の開催	市民の社会福祉協議会事業への理解を深めてもらうとともに、地域の福祉課題やニーズを把握するため、福祉座談会を開催します。
⑦地域支え合い事業	自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携を図り、地域におけるつながりや支え合い活動の促進を図ります。
⑧地域公益活動推進事業	社会福祉法人と社会福祉協議会が連携することにより、地域資源の再発見や開発を効率的に行うとともに、社会資源のネットワーク化に努めます。
⑨避難行動要支援者・要配慮者の支援体制の充実	自治会や民生委員・児童委員、関係機関等との協力により、地域における避難行動要支援者*の把握を推進するとともに、関係者間での情報共有を図ります。また、要支援者一人ひとりの避難方法や支援者などを記載した「個別避難計画」の作成に取り組みます。

※サ ロ ン 活 動：地域住民が集まり、仲間づくりや健康づくり、地域づくりなどを通してつながりを深めることを目的とする活動。

※避難行動要支援者：要配慮者（災害時の避難などに支援を要する高齢者や障がい者など）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。

3-2 就労・雇用の促進

現状と課題

就労は経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となるものです。また、市民一人ひとりが生きがいをもち自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。

継続して働く意欲のある高齢者が増えている中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障がい者の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実等が課題となっています。

市民アンケート調査

- ▶ 高齢者福祉のために必要なこととして、「高齢者が働く場所を確保する」への回答が 31.1%となっています。
- ▶ 障がい者に対してやさしい社会づくりのために必要なこととして、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」への回答が 37.9%となっています。

施策の方向

高齢者や障がい者、生活困窮者などの就職が難しい人に対する就職支援、就労やそれに伴う自立の促進を図るため、ハローワークやシルバー人材センターなどの関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①就労相談支援体制の強化・拡充	ハローワークや関係機関と連携し、就労セミナーや就職面接会など様々な取組を行い、就労支援の強化を図ります。
②無料職業紹介事業の実施	市役所内に無料職業紹介所を設置し、求人及び求職の申込みを受け付け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんします。
③高齢者の就労支援【再掲】	就労意欲の高い高齢者に、シルバー人材センターなどと連携して就労の場や機会の確保に取り組めます。
④障がい者の就労支援（雇用情報の提供）【再掲】	就労を希望する障がい者に、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就労支援施設などと連携し、雇用情報の提供に努めます。
⑤障がい者の就労支援（就労定着への理解促進）	働くことに対して不安を感じている障がい者に対し就労の定着を支援するとともに、関係機関が本人の障がいの特性を十分に理解し、障がい者がもっている力を発揮できるよう支援します。また、障がい者に対する合理的配慮の提供について企業や事業者等に周知します。
⑥生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を行います。
⑦生活困窮者就労準備支援事業	定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言、一般就労に従事するための基礎能力形成の支援を行います。
⑧女性の雇用等に関する事業者への啓発と助成制度の周知	結婚・出産を機に離職した人の再雇用等に関する取組を促進するため、事業者・企業に対する普及啓発に努めます。また、働く女性が自らの能力を発揮できるよう、事業者・企業に対し各種制度の整備や取組の実施を働きかけます。

3-3 防災対策の充実

現状と課題

近年、日本各地で地震や大雨による大規模な災害が頻発しており、本市でも大雨等による被害が発生するなど、災害への対応は喫緊の課題です。

本市では、潟上市地域防災計画に基づき、防災体制の整備充実を図り、災害に強いまちづくりに取り組んできましたが、近年の災害発生状況から、市などの行政機関が対応する「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力して防災活動を行う「共助」がさらに重要になっています。

また、災害時の避難支援等の実効性を確保するため、地域住民をはじめとする関係者や関係団体等による避難支援体制を構築するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進する必要があります。

市民アンケート調査

- ▶福祉の推進に向けて行政が優先的に取り組むべきこととして、「防災や見守りなど住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援」への回答は 35.0%となっています。
- ▶地域ぐるみで推進していくべきこととして、「災害への備え（自主防災組織づくりなど）」への回答は 42.5%となっています。

施策の方向

防災に対する市民の意識を高めるとともに、災害発生時における防災応急対策や復旧対策が的確・迅速・円滑に行われるよう、地域ぐるみの防災対策体制の整備を推進します。

また、災害時における避難行動要支援者への対応を迅速に行うため、地域の支援者との連携を図るとともに、個別避難計画の作成に取り組めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①自主防災組織の育成と設立の促進	日頃から地域が一体となって防災活動に取り組み、災害発生時には協力して救助や避難支援等の活動を行うことができるよう、「自主防災組織*」結成に向けた取組を推進します。
②資機材・設備等の充実	災害発生時等における市民の安全確保のため、消防・自主防災組織体制の整備と併せ、計画的に消防・防災資機材及び設備等の設置を進めます。
③避難行動要支援者・要配慮者の支援体制の充実【再掲】	自治会や民生委員・児童委員、関係機関等との協力により、地域における避難行動要支援者の把握を推進するとともに、関係者間での情報共有を図ります。また、要支援者一人ひとりの避難方法や支援者などを記載した「個別避難計画」の作成に取り組みます。
④福祉避難所の指定拡大	災害対策基本法の規定に基づく福祉避難所*の指定拡大と医療供給体制の整備を図ります。

※自主防災組織：大規模災害が発生したとき、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成された組織のこと。日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練などを行ったり、また実際に災害が発生したときには、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営などを行ったりするなど、様々な役割を担っている。

※福祉避難所：地域に住む支援の必要な高齢者や障がい者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、一般の避難者が利用する指定避難所とは別に設置する避難所のこと。

基本方針4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

4-1 担い手の育成

現状と課題

多様化・複雑化する福祉ニーズや課題に対応するためには、行政を中心とした支援だけではなく、市民による自主的な共助の取組が不可欠となっています。市民が主体となって、自らが地域の福祉課題を把握し、行政や関係機関と連携しながら、地域福祉活動に参加することが求められます。

また、市民一人ひとりの日常的な活動や市民活動団体による取組が主体的に推進されるよう、市や社会福祉協議会が支援を行うことが必要です。ボランティア活動について、市民アンケート調査結果では、「現在参加している」という回答は1割に満たなかったものの、「今後活動したい」という回答は半数程度を占めており、ボランティア未経験者や興味のある人にボランティア活動や地域活動への参加を促していくことが求められます。

市民アンケート調査

- ▶現在地域活動に参加しているという回答は27.1%となっており、参加している活動の主なものは自治会の活動となっています。
- ▶ボランティア活動の参加経験についてみると、「活動したことがない」が59.4%と約6割を占めています。
- ▶今後のボランティア活動への参加意向をみると、「活動したい」が47.0%と「活動したくない」が45.4%とおむね半々となっています。
- ▶地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととして、「ボランティアリーダーや福祉活動にかかわる人を育成する」が20.4%、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が28.9%となっています。
- ▶ボランティア活動の拡大に向けて必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が42.2%と最も多く、次いで「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」が34.2%、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が33.0%となっています。

施策の方向

学校や福祉施設等におけるボランティア活動を通じて、福祉教育機会の充実を図り、児童生徒のボランティアや地域福祉活動への理解と参加の促進に努めます。

また、市民のボランティアや地域福祉活動への参加意欲の醸成を図るため、広報紙やホームページ等によるボランティア団体の紹介や活動内容、イベント等の情報発信に取り組みます。

施策の展開

施策・事業	内容
①地域福祉活動に関する講座や講演会の開催	地域福祉活動に関する講座や講演会を開催し、市民が福祉に関心を持ち理解を深め、活動実践のきっかけとなる機会を創出します。
②地域福祉リーダー育成講座等の開催	地域福祉活動の中心となるリーダーを育成するため、各種講座等を開催します。
③人材育成に関する情報提供	社会貢献活動への関心が高い民間事業者や関係団体に対し、地域福祉活動に参加しやすい環境を整備するとともに、情報発信や情報交換の場を提供することなどにより、各種団体の取組を支援します。
④小中学校における体験学習の充実	福祉について理解を深めてもらえるよう、小中学生の興味や関心を踏まえながらテーマや講師選定を行い、体験学習の充実を図ります。
⑤ボランティアスクールの開催	福祉やボランティア活動への理解と関心を深め、支え合いの意識を高めることができるよう、市内中学生を対象にボランティアスクールを開催します。
⑥災害ボランティア養成講座の開催	災害ボランティアとして必要な知識を学び、地域での災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催し、資格取得を推進します。
⑦地域福祉活動の推進事業に要する経費の支援	市民の自主的な活動や民間団体の育成等に寄与するため、ボランティア団体等が自主的に実施する活動及び組織支援等に要する経費の一部を支援します。

4-2 社会参加の促進

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが地域の一員として役割をもち、積極的に社会参加することは、地域共生社会の実現のために重要であり、その行動が孤独の解消や生きがいの創出などにつながることで、地域全体の福祉を向上させます。また、社会参加の促進にはバリアフリーが不可欠であり、物理的なバリア（建築物の段差など）だけでなく、「心のバリア」を取り除くことが重要です。

相手の立場を理解し、温かい心で行動できる「心のバリアフリー」の推進を図るため、高齢者や障がい者、子どもなどの世代や属性を超えた交流機会の創出や学校・家庭・地域などにおける福祉教育の充実が求められます。

市民アンケート調査

- ▶ 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととして、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」への回答は24.6%、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」への回答は16.8%となっています。
- ▶ 社会福祉協議会に充実してほしい活動や支援として、「ボランティア活動の参加促進と支援」への回答は16.7%、「隣近所や自治会など、地域における住民同士の交流活動への支援」への回答は17.9%となっています。

施策の方向

高齢者や障がい者の人権や疾病などの特性について理解を深めることができるよう、身体障害者協会をはじめとした当事者団体や関係機関と連携し、啓発活動や交流機会の提供などを行うとともに、学校での福祉教育、学習活動の充実に努めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①いきいきサロンの充実	サロン活動の必要性を認識してもらい、新たなサロン活動の立ち上げにつながるよう呼び掛けます。
②ふれあい交流会の充実	70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に実施している「ふれあい交流会」の内容の充実に努めます。また、参加者の親睦を図り、日頃の悩みや不安の軽減につなげます。
③世代間交流・地域連携の促進	市民や各種団体の協力のもと、高齢者や障がい者、子どもなどの世代や属性を超えた交流機会の提供により「心のバリアフリー」の推進に努めます。また、青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実に努めるとともに、コミュニティ・スクール*や地域学校協働活動*など学校・家庭・地域の連携の強化を図ります。
④社会福祉大会の開催	市民や福祉関係者等が一堂に会し、社会福祉に尽力した人を顕彰するとともに、大会を通じて、福祉に関する情報提供と啓発に努めます。
⑤手話奉仕員の育成【再掲】	聴覚障がい者の社会参加の促進を図るため、日常会話等に必要な手話を使うことができる手話奉仕員の養成に努めます。
⑥男女の役割分担意識の見直し等の啓発活動	アンコンシャス・バイアス*やワーク・ライフ・バランス*、男女雇用機会均等法、働き方改革等について、情報提供や普及啓発活動に努めます。

※地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

※コミュニティ・スクール：学校と保護者・地域が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域と共にある学校づくり」を進める仕組みのこと。（学校運営協議会制度）

※アンコンシャス・バイアス：自分の経験や価値観などによってできる、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。

※ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

基本方針5 包括的な支援体制の整備

5-1 関係機関との連携の強化

現状と課題

福祉ニーズの多様化により、これまでの見守り活動や公的制度では支えることが困難な人が増加しており、社会的な孤立を防ぐ取組が急務となっています。このことから、地域の支援を必要とする人を早期に把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなげる仕組みを構築することが必要です。

施策の方向

行政や関係機関が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するなど、地域における複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

施策の展開

施策・事業	内容
①各福祉分野の相談窓口の充実 【再掲】	高齢者、障がい者、子育て、生活困窮をはじめとした各福祉分野の相談窓口で相談を受け、分野をまたぐ課題については、必要に応じて各課が連携して課題解決に当たります。 【相談支援体制】 地域包括支援センター（高齢） 基幹相談支援センター（障がい） こども家庭センター（子育て） 生活困窮者自立支援相談窓口（生活困窮）
②専門家等によるバックアップ体制の充実	それぞれのニーズや状況に適したサービスに関する相談、情報提供、助言等を行うとともに、関係機関等とのネットワークを構築し、専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。
③社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施検討 【再掲】	複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯の支援や既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等の解決のため、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野や属性を超えて多様な機関が連携して支援を行う包括的支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業の実施を検討します。
④自殺予防に向けた連携	自殺対策に取り組む民間団体や相談支援機関等の連携を強化するとともに、民生委員・児童委員などの協力のもと、地域での見守り活動などを強化し、地域ぐるみで自殺防止対策に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことについて関心をもち、それぞれができることを地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため本計画や地域福祉の推進について、より多くの市民に知ってもらい、個人や地域の取組が活発に行われるように様々な媒体を活用し、分かりやすく情報を提供し、計画の周知を図ります。

また本計画は、潟上市社会福祉協議会の「潟上市地域福祉活動計画」と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報の共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進します。

2 計画の評価及び進捗管理

(1) 評価の方法

1) 行政内部における進捗評価の実施

本計画において行政に求められる取組は福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取組を実施することが必要となります。

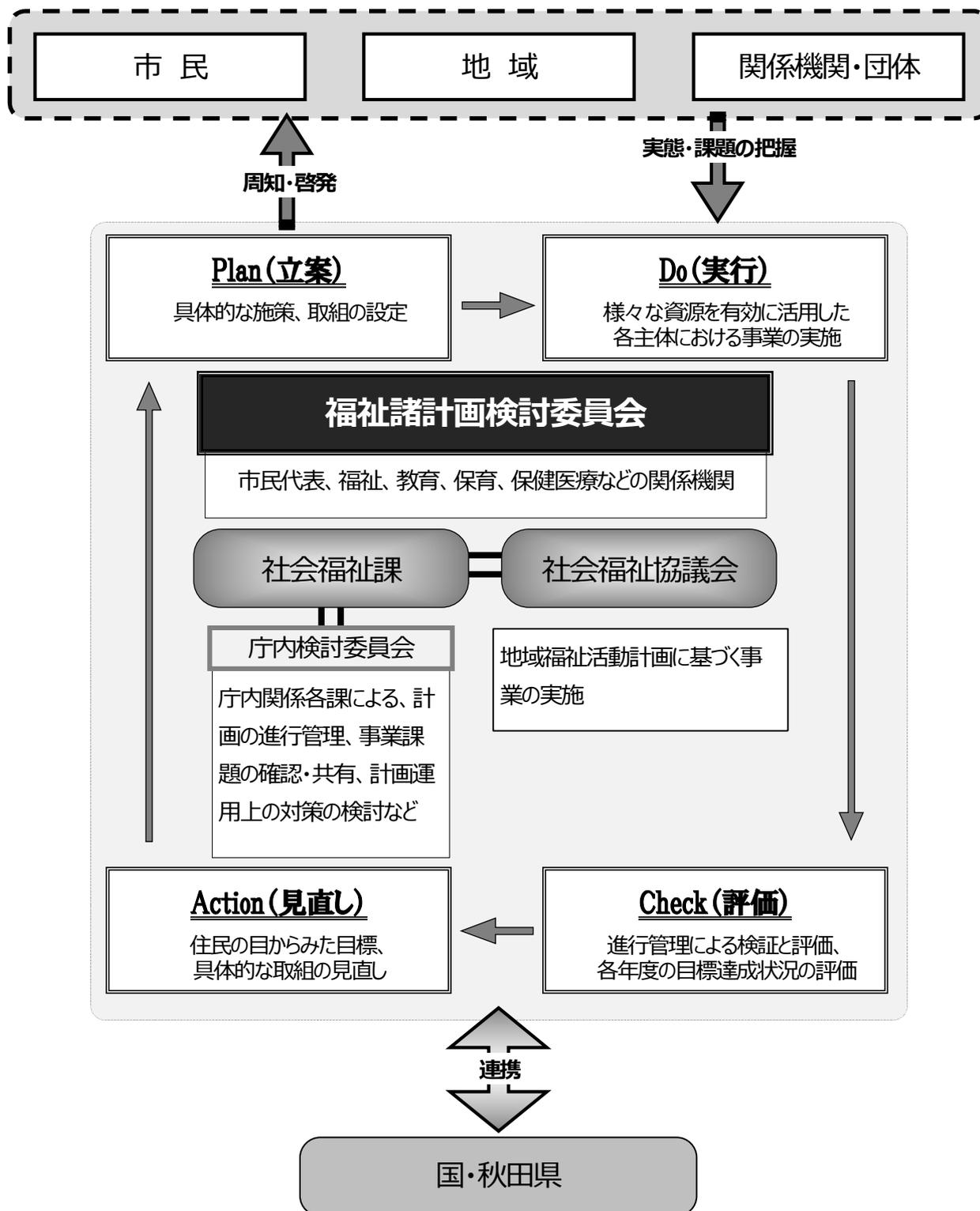
そこで本計画については、行政が一体となって推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については関係各課などと適宜情報共有や連携を図り、計画の進捗評価を毎年度実施します。

2) 福祉諸計画検討委員会の設置

地域福祉推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い市民の参画を得ながら市民目線で計画の進捗を評価し、市民が日々直面する生活課題に対応できるように、必要に応じて取組の見直しや修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、市民を含む地域の幅広い層から構成される「福祉諸計画検討委員会」を設置し、本計画の進捗や今後の方向性を含め、地域福祉のあり方について総合的に検証します。

(2) 計画の進捗管理体制



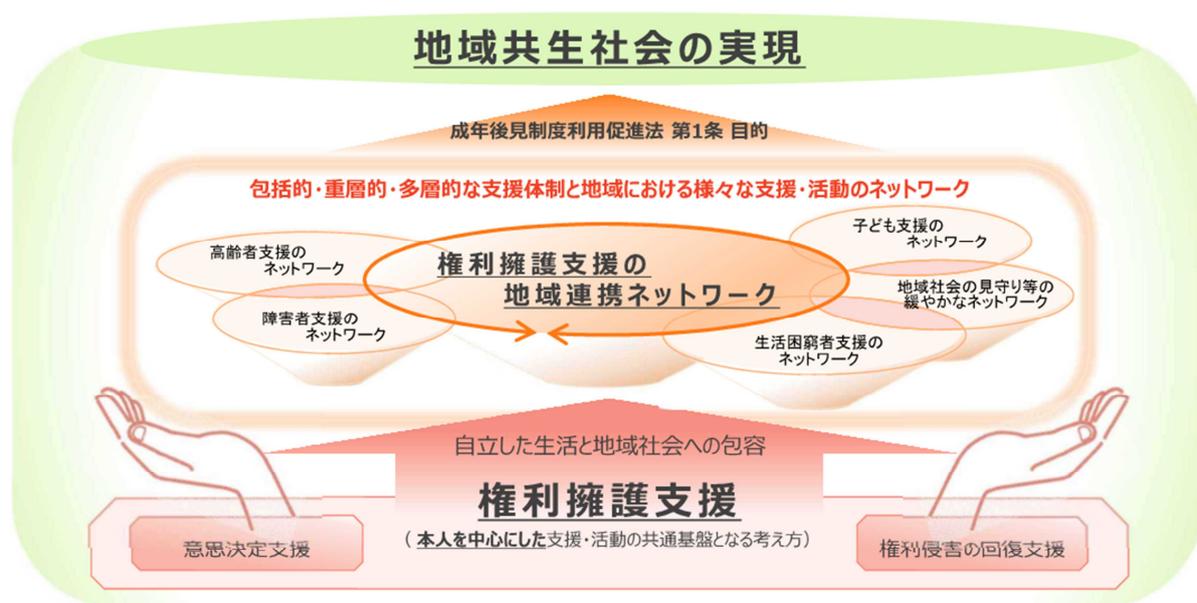
※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、事業の進捗を確認する「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「見直し」(Action)の4つの段階から構成されています。目的やすべきことを明確化し、課題や不足部分を洗い出すことで段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

第 2 編

瀧上市成年後見制度 利用促進基本計画

第 2 期

図2 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



(*1)中核機関…権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制です。現在は、市が運営しています。

(*2)協議会…各地域において、関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を推進する体制です。本市では、「潟上市成年後見制度利用促進連携会議」を協議会として位置づけ、令和3年度より運営しています。

(*3)権利擁護支援チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

2 計画の基本的事項

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人は、財産管理や契約等の法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、消費者被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような判断能力が十分でない人（以下「本人」という。）を保護し、本人の意思を尊重しながら、財産管理や契約行為の支援を行う制度です。成年後見制度には、本人の判断能力が不十分となった後に手続を行う「法定後見制度」と、将来判断能力が不十分になった場合に備えて手続を行う「任意後見制度」の2つの制度があります。

○法定後見制度

本人の判断能力が不十分となった後で、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

	後 見	保 佐	補 助
対 象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支 援 内 容	全ての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	一部の契約・手続等の同意・取消や代理
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長など		

○任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この申立てをすることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられます。

第2章 成年後見制度の利用状況

1 潟上市の概況

(1) 成年後見制度の利用者数

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法定後見	後見	21人	22人	25人	19人	17人
	保佐	5人	5人	4人	3人	5人
	補助	1人	1人	1人	1人	1人
任意後見		0人	0人	0人	0人	0人

各年7月31日現在

※本人住所地が本市にあるもの

成年後見制度の利用者数の推移をみると、令和3年～令和7年まで「任意後見」はなく、全て「法定後見」となっています。法定後見の中では「後見」が最も多くなっています。

(2) 法定後見制度の利用者割合

	人口(A) ※R7.7.1時点	法定後見制度 利用者数(B)	利用者割合 (B/A)
秋田県	881,992人	1,283人	0.145%
潟上市	30,431人	23人	0.076%

令和7年7月31日現在

【参考】全国の法定後見制度利用者割合（令和6年12月31日現在）…0.203%

法定後見制度の利用者割合は、全国ならびに秋田県全体と比較して、低い数値となっています。

(3) 選任された後見人等の内訳

親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会等 (法人後見)	その他	合計
6人	6人	4人	4人	0人	5人	25人

令和6年12月31日現在

※本人住所地が本市にあるもの

選任された後見人等の内訳をみると、「親族」と「弁護士」が共に6人で最も多く、次いで「司法書士」、「社会福祉士」が4人となっています。

(4) 成年後見制度に関する相談件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢福祉分野	15件	14件	17件	33件	68件
障がい福祉分野	1件	4件	1件	1件	3件
合計	16件	18件	18件	34件	71件

各年3月31日現在

相談窓口における成年後見制度相談件数の推移をみると、令和6年から急増しており、令和7年は71件となっています。

(5) 市長申立て件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢福祉分野	2件	0件	1件	1件	1件
障がい福祉分野	0件	0件	1件	0件	0件
合計	2件	0件	2件	1件	1件

各年3月31日現在

市長申立て件数の推移をみると、申立てのない年もあるものの、1～2件程度で推移しています。

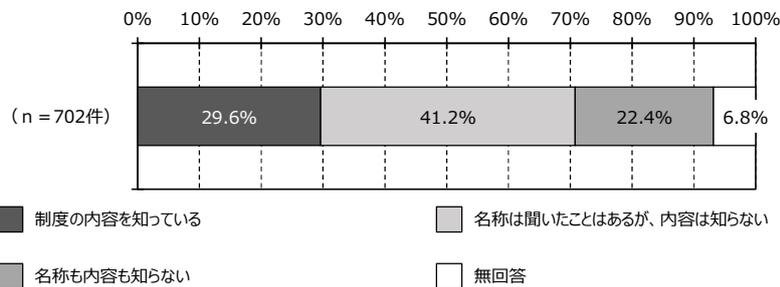
(6) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢福祉分野	1件	0件	0件	0件	1件
障がい福祉分野	1件	2件	1件	1件	1件
合計	2件	2件	1件	1件	2件

報酬助成件数は、1～2件程度で推移しています。

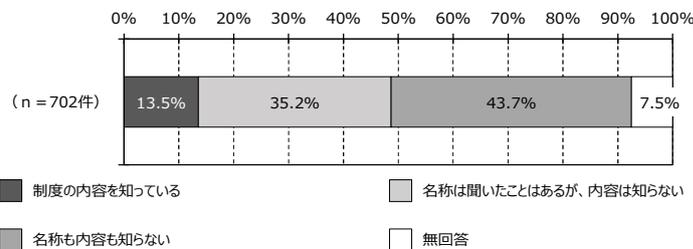
2 市民アンケート調査結果

①成年後見制度の認知状況



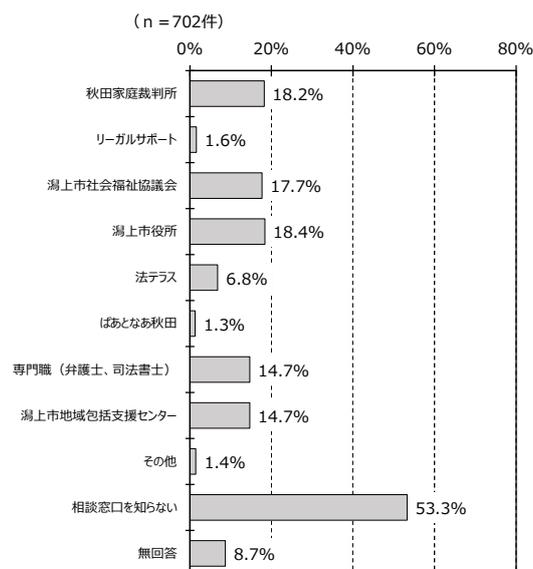
成年後見制度の認知状況をみると、「制度の内容を知っている」という回答は29.6%で、「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」が41.2%、「名称も内容も知らない」は22.4%となっています。

②任意後見制度の認知状況



任意後見制度の認知状況をみると、「制度の内容を知っている」という回答は13.5%で、「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」が35.2%、「名称も内容も知らない」が43.7%で最も多くなっています。

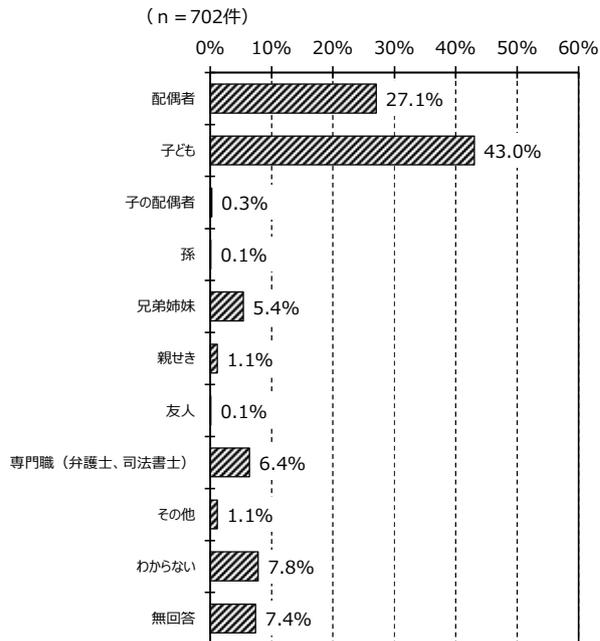
③成年後見制度の相談窓口の認知状況



成年後見制度の相談窓口の認知状況をみると、「相談窓口を知らない」という回答が最も多く、53.3%と半数を超えています。

知っている相談窓口としては、「潟上市役所」が18.4%、「秋田家庭裁判所」が18.2%、「潟上市社会福祉協議会」が17.7%となっています。

④将来的に自身の判断能力が衰えた場合、お金の管理や契約の手続について支援を依頼したい相手



お金の管理や契約の手続に支援が必要となった場合、支援をお願いしたい相手は、「子ども」が43.0%で最も多く、次いで「配偶者」が27.1%となっています。

第3章 施策体系及び制度の利用促進に向けた取組

1 施策体系

本計画では、成年後見制度の利用促進に向けた3つの「基本方針」と9つの「施策」を設定し、計画的に事業を展開していきます。

➤ 基本方針と施策

基本方針1 権利擁護に対する共通理解の促進

- 1-1 権利擁護に関する制度の周知・情報発信
- 1-2 権利擁護を支援する関係者の理解促進
- 1-3 意思決定支援の浸透

基本方針2 地域連携ネットワークの構築

- 2-1 成年後見制度に関する相談窓口の周知
- 2-2 関係機関との連携強化
- 2-3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進

基本方針3 権利擁護支援が必要になっても安心して暮らすことのできる体制の整備

- 3-1 権利擁護支援が必要な人への相談・支援
- 3-2 成年後見制度利用支援事業の推進
- 3-3 市長申立ての適切な実施

2 基本方針と具体的な施策

基本方針1 権利擁護に対する共通理解の促進

成年後見制度の必要性など、権利擁護支援についての理解が浸透するよう、市民及び関係団体等に向けた広報活動に取り組みます。

1-1 権利擁護に関する制度の周知・情報発信

施策の展開

市民アンケート調査結果では、成年後見制度について、63.6%の人が「内容を知らない」と回答していることから、パンフレットやホームページ、講座等を用いながら、成年後見制度の仕組みや活用方法などについて、分かりやすい周知・啓発活動に取り組みます。

また、将来的に自身の判断能力が衰え、金銭管理や契約手続に支援が必要となった場合の支援者について、70.1%の人が「配偶者もしくは子どもに支援してほしい」と回答しています。このことから、元気なうちから将来に備えるためのひとつの手段として、任意後見制度についても併せて周知・啓発していきます。

1-2 権利擁護を支援する関係者の理解促進

施策の展開

権利擁護を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、障がい者や高齢者の支援に関わる関係団体等に対して、権利擁護に関する研修会等を開催し、理解の促進を図ります。

1-3 意思決定支援の浸透

施策の展開

病気や障がいなどにより判断能力が低下した場合にも、その人の意思を尊重し、その人らしく生活ができる地域づくりを目指して、権利擁護に関する研修会等の中で、意思決定支援に関する情報発信を行います。

基本方針2 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、支援へつなげるために、相談窓口の周知とともに、関係団体等との連携を強化し、地域における権利擁護の支援体制を構築します。

2-1 成年後見制度に関する相談窓口の周知

施策の展開

関係団体へのアンケート調査結果では、令和3年度と比較して、成年後見制度の相談窓口としての中核機関や社会福祉協議会の認知度が向上しています。一方で、市民アンケート調査結果では、成年後見制度の相談窓口について、53.3%の人が「知らない」と回答していることから、広報紙やホームページへの掲載を通じて、成年後見制度に関する相談窓口の周知を図ります。

2-2 関係機関との連携強化

施策の展開

権利擁護支援に関わる機関・専門職団体との協力・連携強化を図るため、協議会（潟上市成年後見制度利用促進連携会議）の運営等により、地域連携ネットワークのコーディネートを行います。

2-3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進

施策の展開

日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度への移行が必要になったときも、安心して地域での生活を続けられるよう、各事業の連携を進めます。

そのほか、権利擁護支援が必要な人について、必要に応じて地域ケア会議*等を開催し、適切な支援へつなぎます。

※地域ケア会議：地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

基本方針3 権利擁護支援が必要になっても安心して暮らすことのできる体制の整備

権利擁護支援が必要になったときに、適切な支援を受けながら安心して暮らすことができるよう、申立て手続の支援、申立費用や成年後見人等報酬の助成など、制度の利用を支援する体制の整備を図ります。

3-1 権利擁護支援が必要な人への相談・支援

施策の展開

本人やその家族、支援者等に対して、成年後見制度を含めた権利擁護についての相談・支援を行います。より専門的な助言を必要とする場合には、適切な機関へつなぎます。

3-2 成年後見制度利用支援事業の推進

施策の展開

判断能力の不十分な人が権利を侵害されることのないよう、また、経済的な理由により成年後見制度の利用が阻害されることのないよう、申立て手続の支援、申立費用や成年後見人等報酬の助成を行い、制度の利用促進を図ります。

3-3 市長申立ての適切な実施

施策の展開

4 親等以内の親族がない、もしくは本人や親族がやむを得ない事情等により成年後見制度の申立てが困難な状況の人であっても、成年後見制度を利用することにより、必要な福祉サービスの利用や財産管理などの支援を受けることができるよう、市長による後見開始等の申立てを行い、権利擁護支援を図ります。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、中核機関を中心に、社会福祉協議会、専門職等との連携のもと、各施策を推進します。取組状況については、協議会（潟上市成年後見制度利用促進連携会議）において報告し、意見交換を行いながら各事業を見直し、改善を図ります。

第 3 編

瀧上市再犯防止推進計画

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

令和6年版「再犯防止推進白書」によると、全国の刑法犯検挙人員(*1)のうち刑法犯再犯者(*2)については、平成18年をピークに、平成30年には、約10万人まで減少しました。一方、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は50%前後で推移しており、長らく横ばいの状況が続いています。

このことから、犯罪を減少させ、安全で安心な社会の実現のためには、いかに、犯罪をした人等が再び罪を犯さないかが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、平成28年12月に再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が公布・施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

国は、同法に基づき、平成29年12月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

また、秋田県においても、令和2年3月に「秋田県再犯防止推進計画」を策定し、その成果と今後の課題を踏まえ、令和7年3月に「第二期秋田県再犯防止推進計画」を定めました。

こうしたことから、本市においても、国や県との適切な役割分担を踏まえて再犯防止等に関する取組を進めていくため、再犯防止推進計画を策定します。

(*1) 警察等が検挙した事件の被疑者の数

(*2) 刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として位置づけられます。

第2章 再犯者の現状

1 犯罪情勢等

全国の刑法犯検挙人員は減少してきましたが、令和5年は増加に転じています。また、再犯者率は、50%前後で推移しています。（資料1）

本市を含む1市3町1村を管轄する五城目警察署管内における再犯者率は、令和元年に68.3%と高い数値でしたが、令和2年以降は減少傾向にあるものの、再犯者の割合が全体の約半数を占めている状況となっています。（資料1）

また、刑法犯により検挙された人のうち、65歳以上の高齢者の占める割合が高いほか、犯行時における無職者の割合も全体の半数以上を占めています。（資料2）

■資料1 刑法犯検挙人員・再犯者率の推移

（各欄・上段：検挙人員、中段：うち再犯者数、下段：再犯者率）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国計	172,197人	164,678人	159,692人	154,033人	163,870人
	86,952人	83,384人	79,809人	76,250人	80,187人
	50.5%	50.6%	50.0%	49.5%	48.9%
秋田県警察計	925人	959人	939人	809人	849人
	480人	472人	474人	409人	411人
	51.9%	49.2%	50.5%	50.6%	48.4%
五城目警察署管内	41人	48人	52人	27人	41人
	28人	19人	26人	12人	19人
	68.3%	39.6%	50.0%	44.4%	46.3%

法務省東北矯正管区提供データを基に作成（犯行時年齢が20歳以上の者を計上）

【参考】

■五城目警察署管内市町村における刑法犯認知件数*

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
湯上市	32件	49件	46件	43件
五城目町	23件	11件	13件	17件
八郎潟町	7件	4件	3件	6件
井川町	13件	14件	2件	13件
大潟村	8件	5件	3件	3件
合計	83件	83件	67件	82件

秋田県警察公表データを基に作成

※認知件数…警察において発生を認知した事件の数

■資料2 五城目警察署管内における刑法犯検挙人員（種別）

◎犯行時の年齢別（各欄・上段：検挙人員、下段：合計に占める割合）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
20～29歳	5人 12.2%	7人 14.6%	2人 3.8%	3人 11.1%	5人 12.2%
30～39歳	5人 12.2%	0人 0.0%	3人 5.8%	3人 11.1%	1人 2.4%
40～49歳	8人 19.5%	6人 12.5%	2人 3.8%	6人 22.2%	5人 12.2%
50～59歳	4人 9.8%	5人 10.4%	5人 9.6%	5人 18.5%	2人 4.9%
60～64歳	1人 2.4%	3人 6.3%	6人 11.6%	2人 7.4%	4人 9.8%
65歳以上	18人 43.9%	27人 56.2%	34人 65.4%	8人 29.7%	24人 58.5%
合計	41人	48人	52人	27人	41人

法務省東北矯正管区提供データを基に作成（犯行時年齢が20歳以上の者を計上）

◎犯行時の職業別（各欄・上段：検挙人員、下段：合計に占める割合）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有職者	10人 24.4%	16人 33.3%	13人 25.0%	12人 44.4%	19人 46.3%
無職（学生・生徒等）	0人 0.0%	1人 2.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
無職（無職者）	31人 75.6%	31人 64.6%	39人 75.0%	15人 55.6%	22人 53.7%
合計	41人	48人	52人	27人	41人

法務省東北矯正管区提供データを基に作成（犯行時年齢が20歳以上の者を計上）

第3章 基本方針及び重点課題

1 基本方針

法第3条に規定された「基本理念」、国の「再犯防止推進計画」の基本方針及び「秋田県再犯防止推進計画」の内容を踏まえ、本市の実情に応じた計画を策定し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら再犯の防止等に関する取組を推進します。

2 重点課題

基本方針に基づき、次の4つの重点課題に取り組みます。

重点課題1 就労と居場所の確保による支援

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
 - 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
 - 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

3 重点課題への取組

重点課題1 就労と居場所の確保による支援

現状と課題

法務省によれば、仕事のない人の再犯率は仕事のある人の再犯率の約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが分かっています。犯罪をした人の中には、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない場合や自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことが多くあることから、個々の能力に応じた就労支援が求められます。

また、再犯に至るまでの期間は、刑務所出所後に住む場所の有無に影響されることが分かっていることから、地域社会への復帰の第一歩として、まずは適切な居住先を確保することが再犯防止を推進する上で重要となります。

取組の方向

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を営むことができるよう、就労・居住の支援関係者と連携を図ります。

施策の展開

施策・事業	内容
①就労の確保	<ul style="list-style-type: none">● 市役所内にハローワーク求人情報コーナーを設け、求人情報を提供します。● 市役所内に無料職業紹介所を設置し、求人及び求職の申込みを受け付け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんします。● 生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を行います。（生活困窮者自立相談支援事業）● 定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言、一般就労に従事するための基礎能力形成の支援を行います。（生活困窮者就労準備支援事業）
②住居の確保	<ul style="list-style-type: none">● 市営住宅への公平な入居機会の確保とホームページや広報紙等による入居者募集の情報提供を行います。● 離職または自営業の廃業により、経済的に困窮し、住居を喪失した人や住居を喪失するおそれのある人に対し、安心して求職活動ができるよう、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。（生活困窮者住居確保給付金事業）

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

現状と課題

犯罪をした人の中には、高齢者や知的障がい、精神障がいをもつなどの福祉的ニーズを抱える人がいます。国の計画によれば、高齢者が刑務所出所後2年以内に再び入所する割合は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。

福祉的ニーズを抱える人については、保健医療・福祉サービスに関する十分な情報を取得できないことにより、適切なサービスにつながらないなどの課題があるほか、社会的に孤立しやすい傾向にあるため、関係機関同士が密接に連携して切れ目なく支援することが求められます。

取組の方向

高齢者や障がい者など、出所後に福祉的支援を必要とする人に十分な支援が行き届かないことで再犯に至ってしまう場合もあるため、地域で必要な福祉サービスを円滑に利用することができる体制を整備します。

施策の展開

施策・事業	内容
① 高齢者や障がい者等への支援	● 高齢者や障がい者、生活困窮者等の相談窓口を設置し、関係機関等と連携して必要な支援を包括的に行います。
② 成年後見制度の利用促進	● 認知症や障がいにより判断能力が不十分な人を保護し、契約行為や財産管理を支援するため、広報紙等により成年後見制度を周知し、制度の利用促進を図ります。
③ 薬物依存の問題を抱える人への支援	● 心と身体の健康に関する相談や支援の場を提供し、関係機関と連携して適切な支援を行います。 ● 薬物依存からの回復のために通院による治療を続ける必要がある人の通院や薬代などの医療費について、申請に基づき、所得に応じた負担軽減を行います。 (自立支援医療制度)

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

現状と課題

全国の高校への進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%、少年院入院者の24.4%は高校に進学していないことが国の第二次再犯防止推進計画で示されています。

非行等により不登校になり、後に学校を中退する人もいることから、相談支援の充実を図ることが必要です。

取組の方向

非行を未然に防止するため、家庭、学校をはじめ地域の様々な関係機関及び団体等が連携して取り組みます。また、非行のある児童生徒等の立ち直りのため、関係機関と連携し、家族や本人の必要に応じた支援及び指導等に努めます。

施策の展開

施策・事業	内容
①犯罪防止等への啓発促進	● 児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、薬物乱用防止等への啓発を促進します。
②こども家庭センター	● 家庭児童相談員や子ども家庭支援員による相談者に寄り添った相談支援を行うほか、要保護児童対策協議会を活用し、関係機関との情報共有及び連携を図りながら適切な支援につなぎます。
③生活困窮世帯の子どもの学習支援	● 世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、高校進学に関する支援、高校中退の防止支援などを行います。（子どもの学習・生活支援事業）

重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

現状と課題

再犯を防ぐためには、犯罪をした人が犯罪の責任を自覚し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。一方で、犯罪をした人が、貧困や疾病、障がい、不十分な学歴など、様々な生きづらさを抱えていることを周囲が理解し、社会復帰を目指す上で地域社会で孤立しないように、行政、民間協力者、地域住民などの関係機関が協力して取組を行うことが必要です。

また、市民アンケート調査結果では、再犯防止の取組についての認知状況をみると、「再犯防止の取組を知っており、協力している」という回答は1.7%で、「知っているが、特に協力していない」の20.8%を合わせると、知っているという回答は22.5%となっています。多くの人が関心をもち支援の輪が広がるよう、再犯防止の取組等を広く周知することが課題に挙げられます。

取組の方向

保護司や更生保護女性会などの更生保護ボランティア、民間団体等との連携を密にし、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境をつくります。また、犯罪をした人たちの社会復帰支援について理解を深めるため、市と関係団体が主体となり、市民への広報・啓発活動を推進します。

施策の展開

施策・事業	内容
①保護司会等の活動支援	● 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会など民間協力者の活動を支援します。
②広報・啓発活動の推進	● 再犯防止に関する周知啓発、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じ、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

4 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市を中心に、保護司会等の関係機関との連携のもと、各施策を推進します。取組状況については、潟上市福祉諸計画検討委員会において報告し、意見交換を行いながら各事業を見直し、改善を図ります。

1 潟上市福祉諸計画検討委員会規則

令和2年3月27日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、潟上市附属機関設置条例（令和元年潟上市条例第23号）第4条に基づき、潟上市福祉諸計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 各種団体等を代表する者
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 公募による者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員会の委員長及び副委員長の職にある者は、それぞれこの規則の施行の日に、第3条第1項に定める委員会の委員長及び副委員長とみなす。

2 潟上市福祉諸計画検討委員会委員名簿

令和8年1月1日現在

区 分	氏 名	所属団体・役職名等
委 員 長	永井 和一郎	潟上市自治会長連合会会長
副 委 員 長	富 浪 哲 子	前潟上市民生児童委員協議会会長
委 員	佐々木 範明	男鹿潟上南秋医師会会長
	門 間 勝 雄	潟上市身体障害者協会会長
	金 子 弥 生	潟上市子育てネットワーク協議会会長
	菅 原 哲	社会福祉法人正和会 地域密着型介護老人福祉施設施設長
	小 林 友 明	潟上市老人クラブ連合会会長
	畠 山 時 夫	潟上市民生児童委員協議会会長
	芳 賀 勇	潟上湖東地区保護司会天王ブロック長
	三 浦 和 也	潟上市社会福祉協議会事務局長
	伊 藤 律 子	公募委員

3 潟上市福祉諸計画庁内検討委員会設置要綱

平成28年10月12日

訓令第14号

改正 平成30年3月30日訓令第10号

平成31年3月19日訓令第8号

令和4年3月31日訓令第6号

令和5年3月31日訓令第16号

(設置)

第1条 潟上市における福祉諸計画を効率的かつ円滑に推進するため、潟上市福祉諸計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 潟上市地域福祉計画の進捗状況の把握、評価及び策定に関すること。
- (2) 潟上市災害時要援護者避難支援計画の策定に関すること。
- (3) その他計画策定に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表の職にある者をもって構成し、市長が任命する。

(会議)

第4条 会議は委員長が総理し、必要に応じ招集するものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めのない事項については、必要に応じその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(潟上市福祉諸計画庁内策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 潟上市福祉諸計画庁内策定委員会設置要綱（平成21年潟上市訓令第15号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第16号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	職名
委員長	福祉保健部長
委員	危機管理監
	総務課長
	企画政策課長
	財政課長
	税務課長
	市民課長
	地域づくり課長
	健康長寿課長
	子育て応援課長
	農林水産振興課長
	商工観光振興課長
	都市建設課長
	上下水道課長
	教育総務課長
	文化スポーツ課長
	社会福祉課長

第4期潟上市地域福祉計画
[案]
令和8年(2026年)1月

編集	潟上市福祉保健部社会福祉課 〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1 TEL 018-853-5314 FAX 018-853-5233
----	--